

下関市教育委員会 2月定例会 資料

令和6年2月27日（火） 9：30～

教育センター 3階中研修室

【目次】

○日程表	P 1
------------	-----

[議案]

第2号 令和5年度教育予算の補正（3月）について	P 2
第3号 令和6年度教育予算について	P 9
第4号 下関市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則	別冊①
第5号 下関市立幼稚園の教育職員の給与等に関する 特別措置に関する条例の一部を改正する条例	P 2 6
第6号 工事請負契約の締結について（勝山中学校校舎（11） 長寿命化改良建築主体工事（第2期））	P 2 8
第7号 工事請負契約の締結について（勝山中学校校舎（22） 長寿命化改良建築主体工事）	P 3 6
第8号 下関市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則	P 4 3

[報告事項]

○下関市立学校適正規模・適正配置事業の進捗状況について （下関市立吉見中学校・下関市立吉見小学校・下関市立吉母小学校）	別冊①
○令和6年度 下関市学校指導上の努力点について	P 4 5
○内日小学校教室他改修建築主体工事	別冊①
○令和6年度公民館等の開館時間の短縮について	P 6 5
○綾羅木郷遺跡史跡指定記念日イベント開催に伴う 考古博物館開館日時の変更について	P 6 7

教育委員会定例会 日程表

令和6年2月27日（火） 9時30分から

下関市教育センター 3階 中研修室

開会

教育長報告

議事等

日程1

【議案】

- | | | |
|-----|--|-------|
| 第2号 | 令和5年度教育予算の補正（3月）について | 教育政策課 |
| 第3号 | 令和6年度教育予算について | 教育政策課 |
| 第4号 | 下関市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則 | 教育政策課 |
| 第5号 | 下関市立幼稚園の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例 | 学校教育課 |
| 第6号 | 工事請負契約締結について（勝山中学校校舎（11）長寿命化改良建築主体工事（第2期）） | 学校支援課 |
| 第7号 | 工事請負契約締結について（勝山中学校校舎（22）長寿命化改良建築主体工事） | 学校支援課 |
| 第8号 | 下関市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則 | 幼児保育課 |

日程2

【報告事項】

- | | |
|---|--------|
| 下関市立学校適正規模・適正配置事業の進捗状況について（下関市立吉見中学校・下関市立吉見小学校・下関市立吉母小学校） | 教育政策課 |
| 令和6年度 下関市学校指導上の努力点について | 教育研修課 |
| 工事請負変更契約の締結について（内日小学校教室他改修建築主体工事） | 学校支援課 |
| 令和6年度公民館等の開館時間の短縮について | 生涯学習課 |
| 綾羅木郷遺跡史跡指定記念日イベント開催に伴う考古博物館開館日時の変更について | 文化財保護課 |

日程3

【その他】

閉会

下関市教育委員会
議 案 第 2 号

令和5年度教育予算の補正（3月）について

上記の議案を提出する。

令和6年2月27日

下関市教育委員会
教育長 磯部 芳規

令和5年度教育予算の補正（3月）について

令和5年度教育予算の補正（3月）について、別紙のとおりとする。

提案理由

令和6年第1回市議会定例会に議案として提出するため。

(2) 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
	目			
16	国庫支出金	33,100,684	△ 736,974	32,363,710
	2 国庫補助金	13,812,507	548,224	14,360,731
	9 教育費国庫補助金	318,452	202,324	520,776
20	繰入金	6,549,550	443,494	6,993,044
	2 基金繰入金	6,544,791	439,000	6,983,791
	7 ボートレース未来基金繰入金	3,800,000	425,000	4,225,000
23	市債	13,669,724	△ 2,294,500	11,375,224
	1 市債	13,669,724	△ 2,294,500	11,375,224
	8 教育債	740,800	425,100	1,165,900

地方交付税

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 小学校費補助金	25,916	小学校費補助金 25,916 学校施設環境改善交付金 対象額 77,748千円の1/3
3 中学校費補助金	176,408	中学校費補助金 176,408 学校施設環境改善交付金 対象額 529,224千円の1/3
1 ボートレース未来 基金繰入金	425,000	
2 小学校債	51,700	小学校整備事業債
3 中学校債	352,600	中学校整備事業債
5 社会教育債	20,800	社会教育施設整備事業債

(3) 歳出

款	項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一 般 財 源
					国県支出金	市 債	そ の 他	
10 教育費		11,261,565	1,075,123	12,336,688	202,324	425,100	425,000	22,699
	2 小学校費	1,444,098	148,237	1,592,335	25,916	51,700	70,600	21
	3 学校建設費	301,588	148,237	449,825	25,916	51,700	70,600	21
	3 中学校費	1,203,971	887,998	2,091,969	176,408	352,600	354,400	4,590
	3 学校建設費	541,335	887,998	1,429,333	176,408	352,600	354,400	4,590
	6 社会教育費	2,095,304	23,100	2,118,404		20,800		2,300
	8 生涯学習施設費	334,129	23,100	357,229		20,800		2,300

(単位：千円)

節			目 的 説 明
区 分	金 額	説 明	
10 需用費	237	消耗品費	小学校施設整備事業
14 工事請負費	148,000	施設整備工事	
10 需用費	1,712	消耗品費	中学校施設整備事業
11 役務費	739	手数料	
12 委託料	3,000	移設委託 3,000	
13 使用料及び 賃借料	46,325	土地建物借上料 46,325	
14 工事請負費	835,777	施設整備工事	
17 備品購入費	445	庁用器具費	
3 職員手当等	100	時間外勤務手当	ふれあい会館管理運営業務
14 工事請負費	23,000	施設整備工事	

2. 繰越明許費の補正に関する調書

(単位：千円)

事業名	当該年度 予算額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				繰越理由
			特 定 財 源			一般財源	
			国県支出金	市 債	その他		
小学校トイレ快適化事業	264,188	148,237	25,916	51,700	70,600	21	国の補正 予算に伴 う事業決 定があっ たため
小学校施設長寿命化事業（予 防保全）	107,227	22,366		19,800		2,566	入札不調 に伴い不 測の日時 を要した ため
中学校トイレ快適化事業	152,647	63,598	10,733	21,400	31,400	65	国の補正 予算に伴 う事業決 定があっ たため
中学校施設長寿命化事業（予 防保全）	30,773	14,327		12,800		1,527	入札不調 に伴い不 測の日時 を要した ため
中学校施設長寿命化事業（大 規模改修）	1,194,000	816,000	164,184	328,300	323,000	516	国の補正 予算に伴 う事業決 定があっ たため
中学校空調設備整備事業	25,200	8,400	1,491	2,900		4,009	国の補正 予算に伴 う事業決 定があっ たため
小月公民館改修事業	3,876	3,876				3,876	入札不調 に伴い不 測の日時 を要した ため
豊田生涯学習センター改修事業	2,371	2,371				2,371	入札不調 に伴い不 測の日時 を要した ため
菊川ふれあい会館改修事業	97,000	90,062		81,000		9,062	工法検討 に不測の 日時を要 したため

事業名	国の令和5年度補正予算への対応			
予算区分	一般会計			
総合計画の体系	第3章	実施計画番号	—	
担当課名	学校支援課	開始年度	—	
国の一般会計補正予算(第1号)の概要				
○物価高から国民生活を守る				
○地方・中堅・中小企業を含めた持続的賃上げ、所得向上と地方の成長を実現する				
○成長力の強化・高度化に資する国内投資を促進する				
○人口減少を乗り越え、変化を力にする社会変革を起動・推進する				
○国土強靱化、防災・減災など国民の安全・安心を確保する				
款・会計	担当課名	事業名	事業概要	事業費(千円)
社会変革の起動・推進				
教育費	学校支援課	学校施設長寿命化事業(大規模改修)	学校施設の構造体の劣化対策やライフラインの更新などにより、建物の耐久性を高め、施設の長寿命化を図るもの。 (勝山中学校舎)	816,000
国土強靱化、防災・減災など国民の安全・安心の確保				
教育費	学校支援課	学校トイレ快適化事業	老朽化した学校トイレの大規模改修を行うもの。	211,835
	学校支援課	中学校空調設備整備事業	増加した学級等に対応するため、空調設備の設置を行うもの。	8,400
合 計				1,036,235

下関市教育委員会
議 案 第 3 号

令和6年度教育予算について

上記の議案を提出する。

令和6年2月27日

下関市教育委員会
教育長 磯部 芳規

令和6年度教育予算について

令和6年度教育予算について、別紙のとおりとする。

提案理由

令和6年第1回市議会定例会に議案として提出するため。

歳 出

款	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	前 年 度 対 比
1 議会費	570,366	569,155	1,211
2 総務費	12,242,297	9,967,673	2,274,624
3 民生費	48,368,379	46,645,432	1,722,947
4 衛生費	9,453,607	13,075,503	△ 3,621,896
5 労働費	525,506	471,021	54,485
6 農林水産業費	4,819,676	5,581,603	△ 761,927
7 商工費	6,336,467	5,762,188	574,279
8 土木費	16,051,554	13,153,959	2,897,595
9 消防費	4,759,308	3,370,635	1,388,673
10 教育費	13,045,775	11,220,291	1,825,484
11 災害復旧費	3,313,000	110,000	3,203,000
12 公債費	11,614,065	12,492,540	△ 878,475
13 予備費	100,000	100,000	0
歳 出 合 計	131,200,000	122,520,000	8,680,000

(単位：千円)

[illegible]

令和6年度 教育委員会予算(案)総額

① R6予算(案)

単位:千円

予算(案)総額	一般財源	特定財源
9,377,600	6,508,006	2,869,594

② R5予算

単位:千円

予算総額	一般財源	特定財源
8,035,632	5,984,009	2,051,623

③ 【R6とR5予算額の比較】

単位:千円

①-②

総額	一般財源	特定財源
1,341,968	523,997	817,971

■令和6年度当初予算 教育委員会主要事業一覧

NO.	事業名	所管課
1	吉見中学校区新しい学校づくり	教育政策課
2	つなぐ・つながる「学びば!」整備事業	学校教育課
3	こころの健康観察実証事業	学校教育課
4	GIGAスクール構想推進事業	教育研修課 学校支援課
5	学校遊具重点整備事業	学校支援課
6	学校特別教室空調設備整備事業	学校支援課
7	学校給食費支援事業	学校保健給食課
8	中・高校生駅周辺学習スペース提供事業	生涯学習課
9	北部公民館改修事業	生涯学習課
10	内日地区公共施設複合化検討業務	生涯学習課
11	歴史文化普及啓発イベント	文化財保護課
12	はまゆう図書館整備事業	中央図書館

事業名	吉見中学校区新しい学校づくり		
予算区分	一般会計 教育費 教育総務費 事務局費		
総合計画の体系	第3章 第3節 学校の教育力の向上	実施計画番号	—
担当課名	教育政策課	開始年度	令和6年度

1 事業の概要・取組

概要	第3期下関市立学校適正規模・適正配置基本計画に基づき、吉見小学校と吉母小学校を統合し、新たな小学校と吉見中学校による新しい学校（施設分離型の小中一貫教育校）を令和7年4月に開校する。
令和6年度の主な取組	小中一貫教育校として開校するにあたり必要となる物品移転等の準備業務を行う。

2 施設の概要、計画等

○第3期 下関市立学校適正規模・適正配置基本計画（適正化モデル）

対象校			小中一貫教育	学校位置※1	
吉母小	吉見小	吉見中	☒	吉見小	吉見中

※1 学校位置は、統合前の学校名による位置のみを示したものです（校名は統合前の名称）。

3 予算情報

(単位:千円)

年度		R4決算	R5予算	R6予算	R7予定	R8予定
事業費				1,600		
主要な経費	報償費			330		
	需用費・役務費			353		
	委託料			917		
財源	国庫支出金					
	県支出金					
	市債					
	その他特定財源					
	一般財源			1,600		

事業名	つなぐ・つながる「学びば!」整備事業		
予算区分	一般会計 教育費 教育総務費 事務局費		
総合計画の体系	第3章 第2節 一人ひとりの生き抜く力の育成	実施計画番号	—
担当課名	学校教育課	開始年度	令和6年度

1 事業の概要・取組

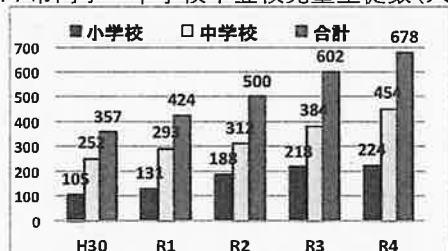
概要	近年急激に増加している、不登校児童生徒の社会的自立に向け、不登校児童生徒の多種多様で複雑な背景・要因に寄り添った支援を行うために「学び場（居場所）」の拡充を図る。
令和6年度の主な取組	① 市内小中学校へ「こころのアシスタント」を配置（20人） ② 市内小中学校の「校内教育支援教室」の学習環境等の整備（簡易エアコン、Wi-Fi整備等） ③ 「学びの多様化学校」の設置に向けた検討及び文洋中学校分教室での実証事業

2 事業の目標指標(活動指標)

指標説明	単位	R4(実績)	R5	R6	最終(R8年度)
不登校児童生徒の「学び場（居場所）」となる通常の教室以外の施設等の数	箇所			60	70

3 参考情報

1. 市内小・中学校不登校児童生徒数(人)



2. 教室以外の「学び場（居場所）」の状況

	R4(実績)	R8(最終目標)
「学び場」全体数	44	70
小中学校(別室)	39	65 ※1
かんせい・あきね・分教室	5	5
不登校児童生徒数	678人	—
「学び場」利用者数	231人	—
「学び場」の利用率	34.1%	45% ※2

※1 市内全小・中学校数（小学校42校、中学校23校、計65校）

※2 R4年度不登校児童生徒(678人)のうち、120日以上欠席した者の割合(43%)を基準に目標を設定。

4 予算情報

(単位:千円)

年度	R4決算	R5予算	R6予算	R7予定	R8予定
事業費			24,000	未定	未定
主要な経費	報酬		9,000		
	需用費		1,615		
	備品購入費		12,500		
財源	国庫支出金		8,000		
	県支出金				
	市債				
	その他特定財源 (基金繰入金)		14,000		
	一般財源		2,000		

事業名	こころの健康観察実証事業		
予算区分	一般会計 教育費 教育総務費 事務局費		
総合計画の体系	第3章 第2節 一人ひとりの生き抜く力の育成	実施計画番号	—
担当課名	学校教育課	開始年度	令和6年度

1 事業の概要・取組

概 要	児童生徒の悩みをより一層早期に把握し対応するための実証事業として、1人1台端末にて生活アンケートや生活日記に加え、悩み相談等の申し込みを行えるようにし、併せて紙媒体で同様の取組を行う場合との比較をすることで、よりよい児童生徒理解や教育相談のあり方及び教職員の業務改善について検討する。
令和6年度の 主な取組	市内小・中学校で専用アプリを試験的に導入し、アプリの本格導入についての検討を行う。

2 事業の目標指標(活動指標)

指標説明	単位	R4(実績)	R5	R6	最終(R6年度)
専用アプリを試験導入する 学校数	校			10	10

3 参考情報

■試験導入の規模

市内小中学校10校、約3,000人で、10ヶ月間利用する。

■専用アプリの有用性

児童生徒が日々入力する情報やアンケート結果のデータ蓄積、自動分析のほか、児童生徒の異変を検知し教員への通知がされるため、教員間の即時の状況把握、情報共有も可能となり、児童生徒の課題の早期発見や、早期の迅速な対応が可能となる。

■今後の方針

児童生徒や教職員から使用した感想や意見を聴取し、専用アプリ本格導入についての検討を行う。

4 予算情報

(単位:千円)

年 度		R4決算	R5予算	R6予算	R7予定	R8予定
事業費				8,525		
主要な経費	委託料			8,525		
財 源	国庫支出金			4,262		
	県支出金					
	市債					
	その他特定財源					
	一般財源			4,263		

事業名	GIGAスクール構想推進事業		
予算区分	一般会計 教育費 教育総務費 事務局費 / 小学校費 教育振興費 / 中学校費 教育振興費		
総合計画の体系	第3章 第2節 一人ひとりの生き抜く力の育成 第3章 第3節 学校の教育力の向上	実施計画番号	23
担当課名	教育研修課 / 学校支援課	開始年度	令和3年度

1 事業の概要・取組

概 要	本市のICT活用教育を推進するため、学校におけるICT環境の整備を進めるとともに、機器の活用推進に伴う課題の解決や利活用に向けたサポート体制の充実を図る。
令和6年度の 主な取組	1. GIGAスクール運営支援センター整備による支援体制の充実 2. フィルタリング機能付き授業支援ソフトの活用によるICT教育の充実 3. プログラミング教育ソフトの検証モデル事業の継続実施 4. 特別支援教室及び複式学級に電子黒板を導入

2 事業の目標指標(活動指標)

指標説明	単位	R4(実績)	R5	R6	最終(R6年度)
授業におけるICT機器活用に関するアンケートで肯定的回答をした教員の割合	%	81.8	95	100	100

3 参考情報

- GIGAスクール運営支援センター整備事業（令和3年度～）
【サポート内容】・ICT機器の操作方法等に関する問い合わせ対応
・端末設定支援、ネットワーク点検 ・ICT機器活用における教職員への研修支援 等
- フィルタリング機能付き授業支援ソフト活用（令和3年度～）
【機能】・アンケート作成 ・教材等データ送受信・意見交換、情報共有 等
- プログラミング教育推進事業（令和5年度～）
【事業内容】モデル中学校にプログラミング教育ソフトを導入する。
- 電子黒板の導入（令和6年度～）
【事業内容】特別支援教室及び複式学級に電子黒板を導入する。

4 予算情報

(単位:千円)

年 度		R4決算	R5予算	R6予算	R7予定	R8予定
事業費		36,482	41,694	68,439	未定	未定
主要な経費	GIGAスクール運営支援センター整備事業	19,305	18,586	14,790		
	授業支援ソフト活用	17,177	18,653	18,074		
	電子黒板導入			35,000		
財源	国庫支出金	34,552	9,293	4,930		
	県支出金					
	市債					
	その他特定財源 (基金繰入金)			53,000		
	一般財源	1,930	32,401	10,509		

事業名	学校遊具重点整備事業		
予算区分	一般会計 教育費 小学校費 学校管理費		
総合計画の体系	第3章 第3節 学校の教育力の向上	実施計画番号	—
担当課名	学校支援課	開始年度	令和6年度

1 事業の概要・取組

概 要	老朽化により使用禁止となっている学校遊具の更新、修繕及び撤去や新しい遊具の設置を行い、安全で楽しい遊びの場を提供する。 (令和6年度から令和8年度までの3か年で実施予定)
令和6年度の 主な取組	小学校において、使用禁止遊具の更新、修繕及び撤去、並びに遊具の新設を行う。

2 施設の概要、計画等

■対象遊具

鉄棒、ブランコ、雲梯、登り棒、ジャングルジム、すべり台、肋木、平均台など

■更新、撤去、修繕の例



使用禁止中（肋木）

更新
修繕
撤去

■新しい遊具の例



3 予算情報

(単位:千円)

年 度		R4決算	R5予算	R6予算	R7予定	R8予定
事業費				30,000	30,000	30,000
主要な経費	工事請負費			29,213	29,213	29,213
	修繕料			787	787	787
財 源	国庫支出金					
	県支出金					
	市債					
	その他特定財源 (基金繰入金)			30,000	30,000	30,000
	一般財源					

事業名	学校特別教室空調設備整備事業		
予算区分	一般会計 教育費 中学校費 学校建設費		
総合計画の体系	第3章 第3節 学校の教育力の向上	実施計画番号	25
担当課名	学校支援課	開始年度	令和6年度

1 事業の概要・取組

概要	児童生徒の熱中症予防など健康面への配慮や、意欲をもって学べる学習環境への改善を図ることを目的に、小・中学校の特別教室に空調設備の整備を行う。
令和6年度の主な取組	中学校の特別教室に空調設備の整備を行う。

2 施設の概要、計画等

■対象教室

理科室、音楽室、美術室、図工室、技術室（木工）、家庭科室（調理、被服）、図書室

■スケジュール

R5													R6													R7													R8												
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
中学校 設計													入札 工事 検査																																						
													小学校 設計													入札 工事 検査																									

3 予算情報

(単位:千円)

年度		R4決算	R5予算	R6予算	R7予定	R8予定
事業費				541,500	1,664,160	855,014
主要な経費	工事請負費			538,500	1,662,315	854,315
	事務費			3,000	1,845	699
財源	国庫支出金			76,821	185,128	69,968
	県支出金					
	市債			134,500	576,800	375,700
	その他特定財源 (基金繰入金)			277,000		
	一般財源			53,179	902,232	409,346

事業名	学校給食費支援事業		
予算区分	一般会計 教育費 保健体育費 保健体育総務費 / 学校給食共同調理場費		
総合計画の体系	第3章 第3節 学校の教育力の向上	実施計画番号	20
担当課名	学校保健給食課	開始年度	令和5年度

1 事業の概要・取組

概要	市立小・中学校の給食費の半額以上を市が支援し保護者負担の軽減を行う。(実施予定期間：令和5年度～令和7年度)
令和6年度の主な取組	- 給食費の半額以上を市が負担する。 - 食物アレルギー対応のため学校給食の代替として弁当を持参する児童・生徒の保護者に対し、食物アレルギー対応補助金を交付する。

2 事業の目標指標(活動指標)

指標説明	単位	R4(実績)	R5	R6	最終(R7年度)
支援の対象となる児童・生徒の食数	食		3,257,000	3,147,000	3,147,000

3 参考情報

○対象児童・生徒見込数：16,565人（小学校 10,904人、中学校 5,661人）

○学校給食1食あたりの負担額

	給食費	保護者負担額	市負担額
小学校	295円	140円	155円
中学校	340円	160円	180円

○食物アレルギー対応補助金

対象児童・生徒見込数：20人（小学校 15人、中学校 5人）

補助金の額 小学校155円、中学校180円×弁当を持参した回数

4 予算情報

(単位:千円)

年度		R4決算	R5予算	R6予算	R7予定	R8予定
事業費			531,000	512,000	512,000	
主要な経費	光熱水費等		16,278	15,738	15,738	
	賄材料費		514,722	495,635	495,635	
	補助金			627	627	
財源	国庫支出金					
	県支出金					
	市債					
	その他特定財源 (基金繰入金)		531,000	512,000	512,000	
	一般財源					

事業名	中・高校生駅周辺学習スペース提供事業		
予算区分	一般会計 教育費 社会教育費 社会教育総務費		
総合計画の体系	第3章 第1節 子ども・子育て支援の充実	実施計画番号	—
担当課名	生涯学習課	開始年度	令和6年度

1 事業の概要・取組

概要	利便性が高い下関駅周辺の商業施設の空きスペースに快適な学習環境を整えることにより、中学生及び高校生等の学びを応援するとともに、中学生及び高校生等が駅周辺に集まることで賑わいを創出する。
令和6年度の 主な取組	・学習スペースの整備（改装） ・学習スペースの提供（供用開始予定：8月）

2 事業の目標指標(活動指標)

指標説明	単位	R4(実績)	R5	R6	最終(R6年度)
延べ利用人数	人			11,700	11,700

3 参考情報

【学習スペースの概要】	
○対象	中学生・高校生等
○規模	100席程度
○利用料	無料
○その他	進学、就職等情報提供コーナー 学校開校時間帯の教育委員会主催講座の開催 等
【スケジュール（予定）】	
○4～6月	場所の選定
○6～7月	改装 → 8月提供開始

4 予算情報

(単位:千円)

年度		R4決算	R5予算	R6予算	R7予定	R8予定
事業費				28,000	18,100	18,100
主要な経費	需用費			300	100	100
	委託料			12,700		
	使用料及び賃借料			15,000	18,000	18,000
財源	国庫支出金					
	県支出金					
	市債					
	その他特定財源 (基金繰入金)			28,000		
	一般財源				18,100	18,100

事業名	北部公民館改修事業		
予算区分	一般会計 教育費 社会教育費 公民館費		
総合計画の体系	第3章 第5節 生涯を通じた学ぶ機会の提供	実施計画番号	—
担当課名	生涯学習課	開始年度	令和6年度

1 事業の概要・取組

概 要	北部公民館は、令和2年度に耐震補強工事を完了し、公共施設の適正配置の方向性(中期)においても、存続とされた施設である。剥落が生じた外壁、故障・不具合が生じている空調設備及び老朽化した屋上防水の改修を行う。
令和6年度の 主な取組	・ 外壁改修 ・ 屋上防水改修 ・ 空調設備改修(増築棟2, 3階、2系統)

2 施設の概要、計画等

○施設概要

- ・ 竣 工：昭和49年7月（築50年）
※昭和55年11月 4階部分増築、平成4年3月 公民館増築
- ・ 構 造：4階建 鉄筋コンクリート造 ・延床面積：2,075.13㎡
- ・ 利用状況：令和4年度 30,992人、令和3年度 23,995人 令和2年度 18,539人

3 予算情報

(単位:千円)

年 度		R4決算	R5予算	R6予算	R7予定	R8予定
事業費				71,800	未定	未定
主要な経費	工事請負費			70,000		
	事務費			1,800		
財 源	国庫支出金					
	県支出金					
	市債			64,600		
	その他特定財源					
	一般財源			7,200		

事業名	内日地区公共施設複合化検討業務		
予算区分	一般会計 教育費 社会教育費 公民館費		
総合計画の体系	第3章 第5節 生涯を通じた学ぶ機会の提供	実施計画番号	—
担当課名	生涯学習課	開始年度	令和6年度

1 事業の概要・取組

概要	令和6年度に内日中学校・内日小学校が小中一貫教育校として開校することに伴い、未利用となる内日中学校旧校舎の活用を含めた内日公民館等の公共施設の複合化に係る調査検討を行うもの。
令和6年度の主な取組	・基礎調査（内日中学校の現況調査による基礎データの収集 等）

2 施設の概要、計画等

- 内日公民館 施設概要
- ・竣工：昭和47年3月（築52年）
 - ・構造：3階建 鉄筋コンクリート造
 - ・延床面積：1,091.28㎡
 - ・利用状況：令和4年度 3,732人、令和3年度 2,756人 令和2年度 2,846人
- 内日中学校 施設概要
- ・竣工：昭和61年1月（築38年）
 - ・構造：2階建 鉄筋コンクリート造
 - ・延床面積：1,802.56㎡
- 公共施設の適正配置における方向性（中期）〔内日公民館〕
- 近隣の内日中学校が、内日小学校と統合して小中一貫教育導入を検討する計画であることから、閉校後の内日中学校に機能移転するとともに、他の公共施設と複合化することを検討。

3 予算情報

(単位:千円)

年度		R4決算	R5予算	R6予算	R7予定	R8予定
事業費				3,000	未定	未定
主要な経費	委託料			3,000		
財源	国庫支出金					
	県支出金					
	市債					
	その他特定財源					
	一般財源			3,000		

事業名	歴史文化普及啓発イベント		
予算区分	一般会計 教育費 社会教育費 文化財保護費		
総合計画の体系	第1章 第1節 文化・スポーツの振興	実施計画番号	—
担当課名	文化財保護課	開始年度	令和6年度

1 事業の概要・取組

概要	市内小学生高学年に配布される「大すき ふるさと 歴史マップ」や、各博物館施設の展示内容を題材にしたクイズ大会を開催。大会は児童生徒に親しみやすい雰囲気にするため、歴史好きの芸能人をはじめメディアへの出演が多い学識者等をプレゼンターとする。
令和6年度の主な取組	・会場参加に加え、オンライン参加も可能とする。 ・大会終了後は、クイズ大会優勝者やゲストの芸能人、有識者とともに、クイズ大会の題材を基にしたデジタルコンテンツを作成・公開し、文化歴史の普及啓発に努める。

2 事業の目標指標(活動指標)

指標説明	単位	R4(実績)	R5	R6	最終(R6年度)
大会参加者数	人			300	300

3 参考情報

R5年度に本市が事務局を引き受け実施した中史協（史跡等の整備により文化財の保存と活用を進めることを目的とする団体「全国史跡整備市町村協議会」の地方協議会の一つ）の史跡クイズ王をブラッシュアップして実施するもの。

※令和5年イベント実績

- 実施日：令和5年7月15日
- 実施場所：海峡メッセ下関
- 参加者：合計約350人（関係者約100人）
- 内容：午前/クイズ大会、午後/講演会
- 主催：全史協中国地区協議会



4 予算情報

(単位:千円)

年度		R4決算	R5予算	R6予算	R7予定	R8予定
事業費				5,000		
主要な経費	需用費			100		
	委託料			4,600		
	使用料及び賃借料			200		
財源	国庫支出金					
	県支出金					
	市債					
	その他特定財源 (基金繰入金)			5,000		
	一般財源					

事業名	はまゆう図書館整備事業		
予算区分	一般会計 教育費 社会教育費 図書館費		
総合計画の体系	第3章 第5節 生涯を通じた学ぶ機会の提供	実施計画番号	—
担当課名	中央図書館	開始年度	令和6年度

1 事業の概要・取組

概要	令和7年1月に供用開始するはまゆう図書館(安岡地区複合施設内に設置)を他館と同様のサービスを提供できるよう整備するもの。
令和6年度の主な取組	図書館の開館準備及び管理運営を行う。 ○令和6年度蔵書数 ・購入図書…25,000冊程度 ・他館、なかよし文庫(公民館)からの移設及び寄贈等…5,000冊程度

2 事業の目標指標(活動指標)

指標説明	単位	R4(実績)	R5	R6	最終(R6年度)
利用者数	人			10,000	10,000

3 参考情報

- はまゆう図書館の概要
- ・特徴：緑の眺望が楽しめるくつろぎ型の図書館
 - ・延べ床面積：800㎡ 一般図書エリア、児童図書エリア、静かな部屋、事務室
 - ・席数：約120席
 - ・資料の最大収容能力：5万冊程度 (一般図書35,000冊、児童図書15,000冊)
 - ・重点整備資料：植物園芸に関する資料、ハンディキャップサービス資料(録音図書や点字絵本等)、地域資料(勝山、内日、川中、安岡、吉見地域中心)

4 予算情報

(単位:千円)

年度		R4決算	R5予算	R6予算	R7予定	R8予定
事業費				73,000	未定	未定
主要な経費	人件費			12,532		
	需用費			59,623		
	委託料			432		
財源	国庫支出金					
	県支出金					
	市債					
	その他特定財源					
	一般財源			73,000		

下関市教育委員会
議 案 第 5 号

下関市立幼稚園の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月27日

下関市教育委員会
教育長 磯部 芳規

下関市立幼稚園の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

下関市立幼稚園の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（平成17年条例第99号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1号を加える。

（6）下関市職員の高齢者部分休業に関する条例（令和6年条例第●号）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

下関市職員の高齢者部分休業に関する条例施行に伴い、必要な事項を定めるもの。

下関市教育委員会

議案第 5 号 参考資料

下関市立幼稚園の教職員の給与等に関する特別措置に関する条例 新旧対照表

旧	新
(教職員調整額を給料と見なして適用する条例等) 第 4 条 (1)～(5) 略	(教職員調整額を給料と見なして適用する条例等) 第 4 条 (1)～(5) 略 (6) <u>下関市職員の高齢者部分休業に関する条例 (令和6年条例●号)</u>

下関市教育委員会
議案第6号

工事請負契約締結について

上記の議案を提出する。

令和6年2月27日

下関市教育委員会
教育長 磯部 芳規

工事請負契約締結について

勝山中学校校舎（11）長寿命化改良建築主体工事（第2期）につき、下記のとおり請負契約を締結する。

記

1 契約の相手方

工事請負人 下関市長府満珠町10番26号
株式会社高松建設
代表取締役 高松 傑

2 工 事 名 勝山中学校校舎（11）長寿命化改良建築主体工事（第2期）

3 請負代金額 314,050,000円

4 工 事 場 所 下関市秋根上町二丁目5番1号

提案理由

勝山中学校校舎（11）長寿命化改良建築主体工事（第2期）について、令和6年第1回定例市議会に議案として提出するため。

勝山中学校校舍（11）長寿命化改良建築主体工事（第2期）

工事概要

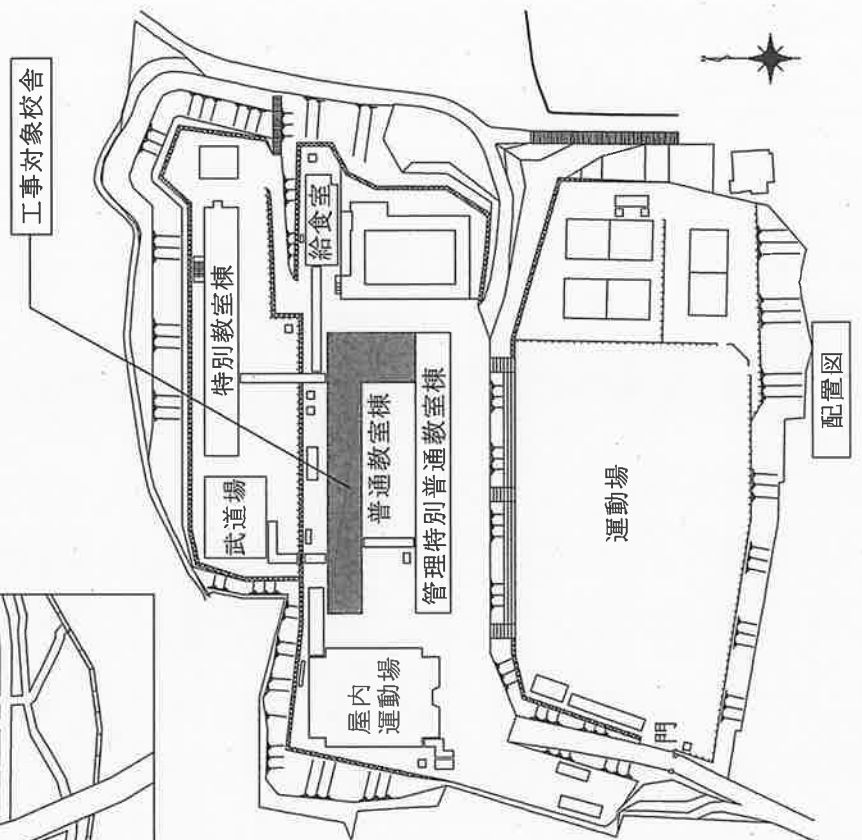
工事場所：下関市秋根上町二丁目5番1号

工事内容：防水改修、外壁改修、建具改修、内装改修及び塗装改修

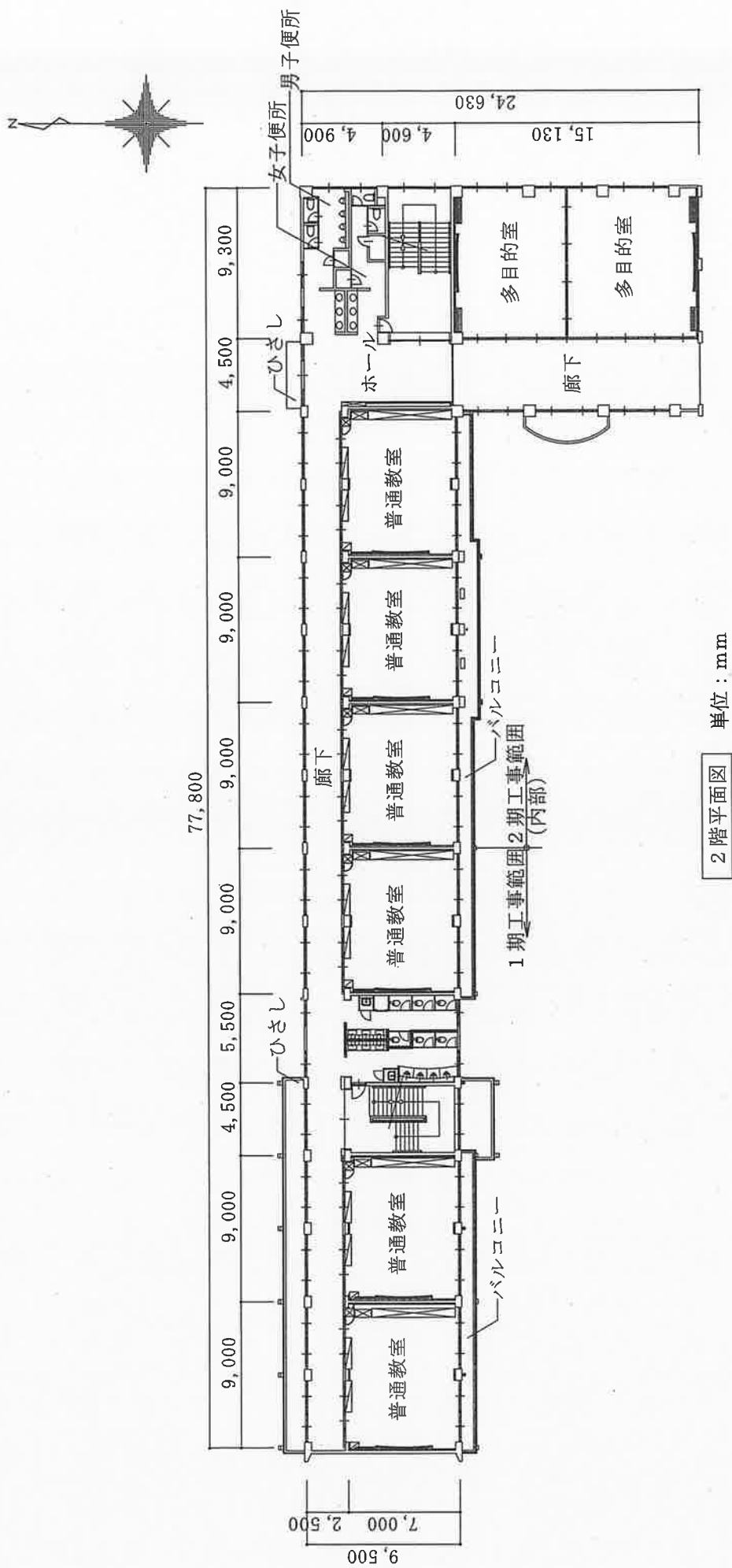
工期：着手 市議会議決後5日以内 完成 令和7年3月14日



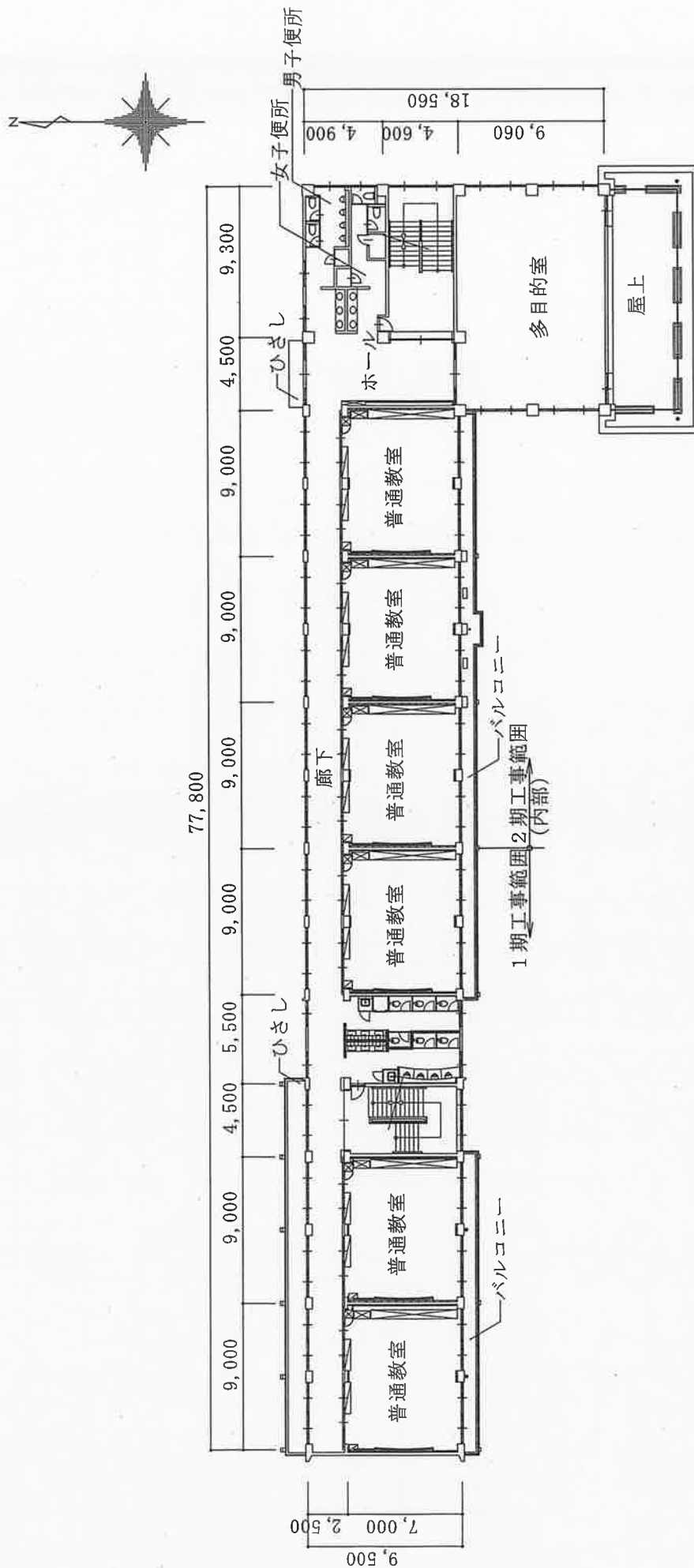
位置図



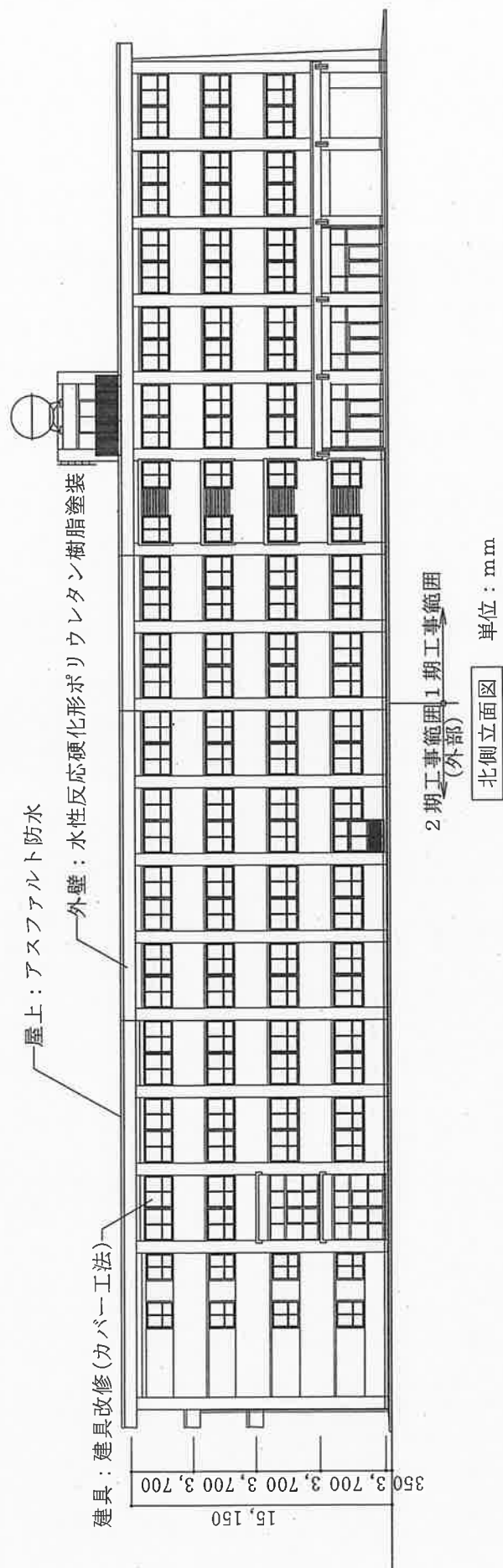
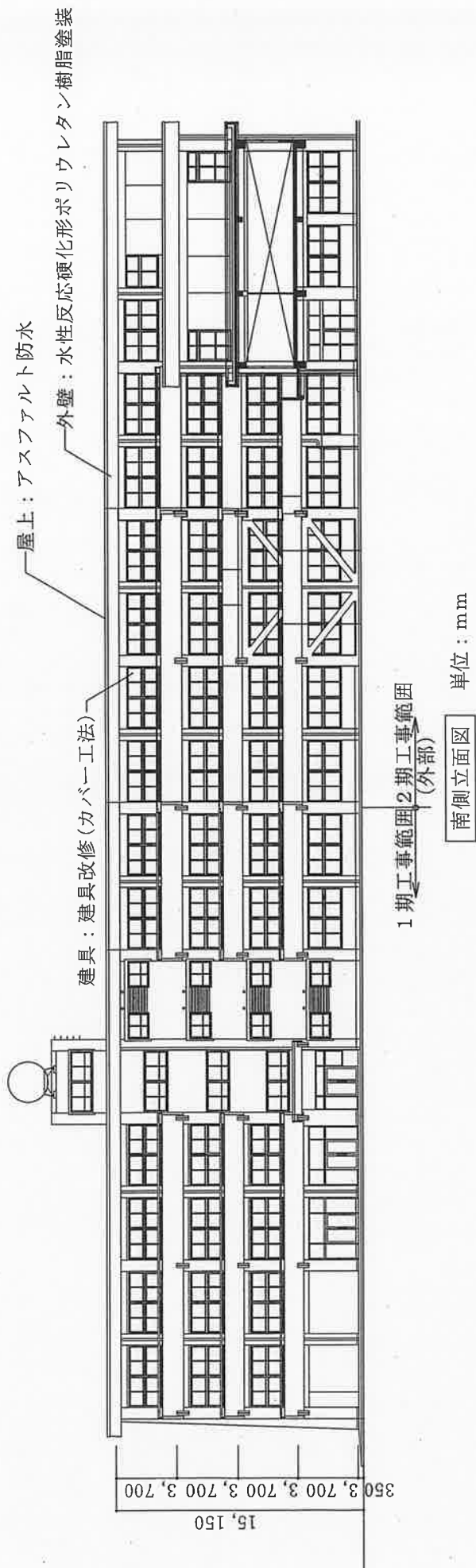
配置図

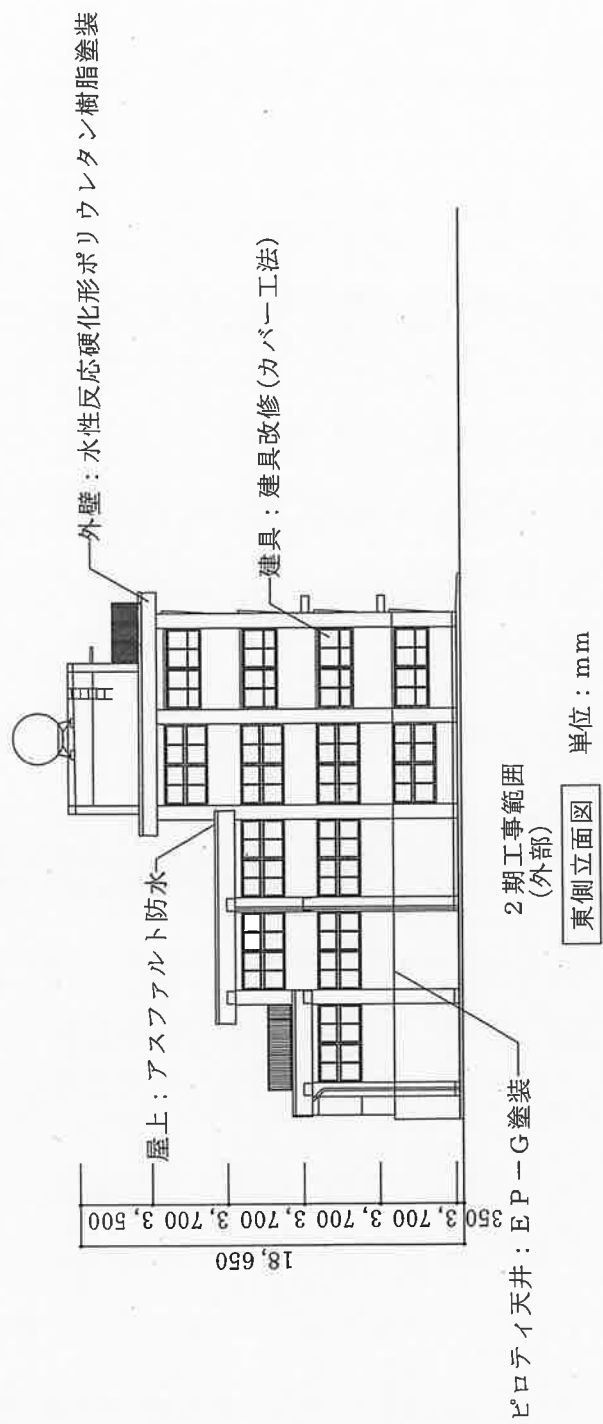
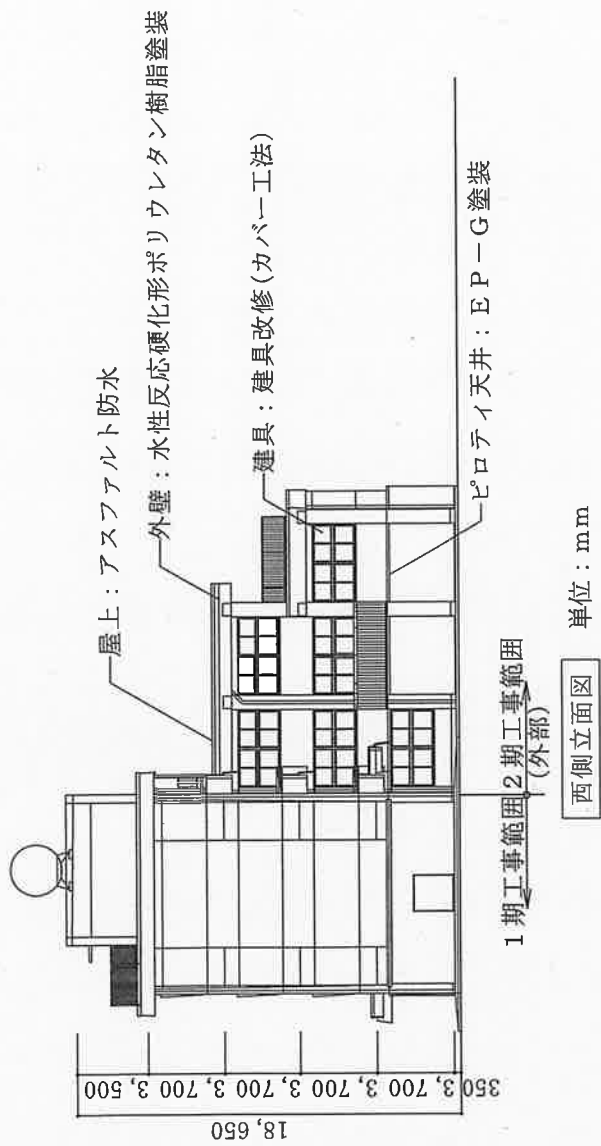


2 階平面図 単位: mm



3 階平面図 単位: mm





下関市教育委員会
議 案 第 7 号

工事請負契約締結について

上記の議案を提出する。

令和6年2月27日

下関市教育委員会
教育長 磯部 芳規

工事請負契約締結について

勝山中学校校舎（22）長寿命化改良建築主体工事につき、下記のとおり請負契約を締結する。

記

1 契約の相手方

工事請負人 下関市長府金屋浜町7番8号
株式会社ダイチ工業
代表取締役 中 西 洋 一

2 工 事 名 勝山中学校校舎（22）長寿命化改良建築主体工事

3 請負代金額 415,580,000円

4 工 事 場 所 下関市秋根上町二丁目5番1号

提案理由

勝山中学校校舎（22）長寿命化改良建築主体工事について、令和6年第1回定例市議会に議案として提出するため。

勝山中学校校舍（22）長寿命化改良建築主体工事

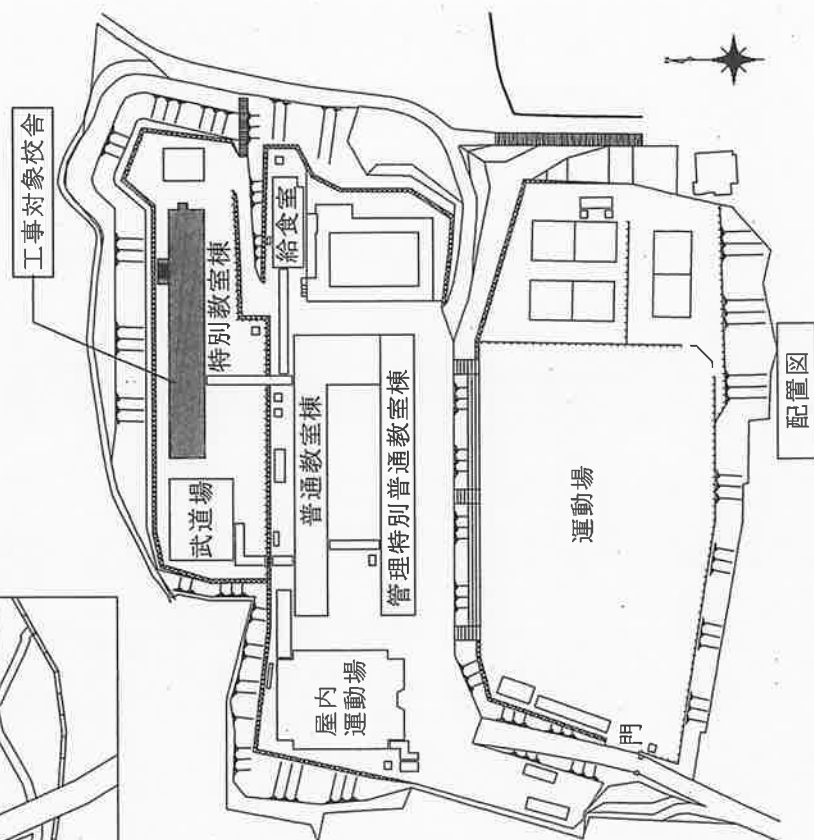


位置図

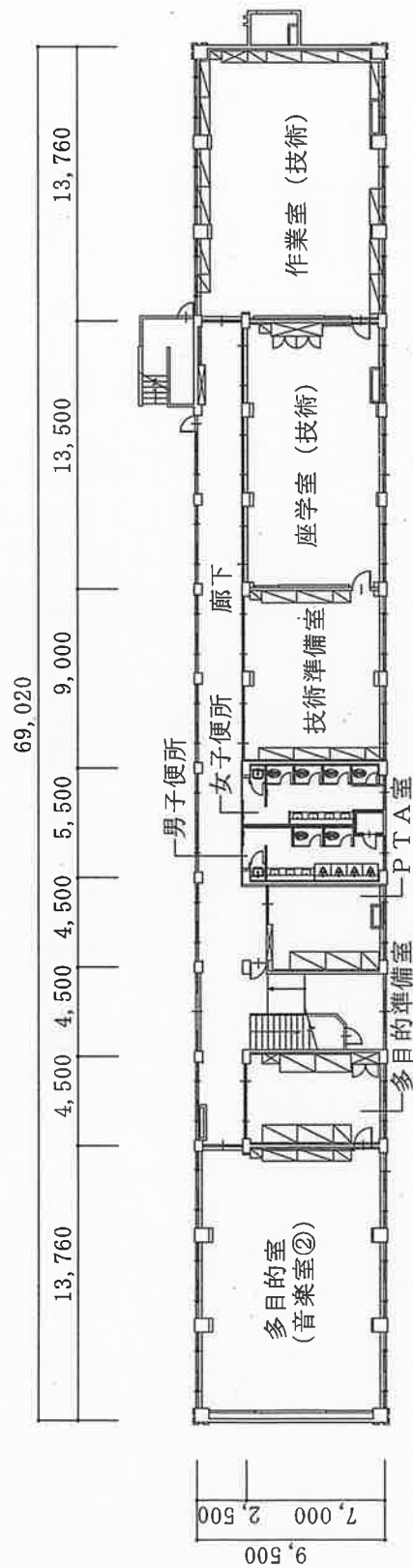
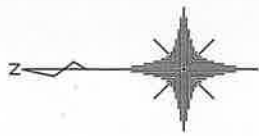
工事概要

工事場所	：下関市秋根上町二丁目5番1号
工事内容	：防水改修、外壁改修、建具改修、内装改修及び塗装改修
工期	：着手 市議会議決後5日以内 完成 令和8年3月13日

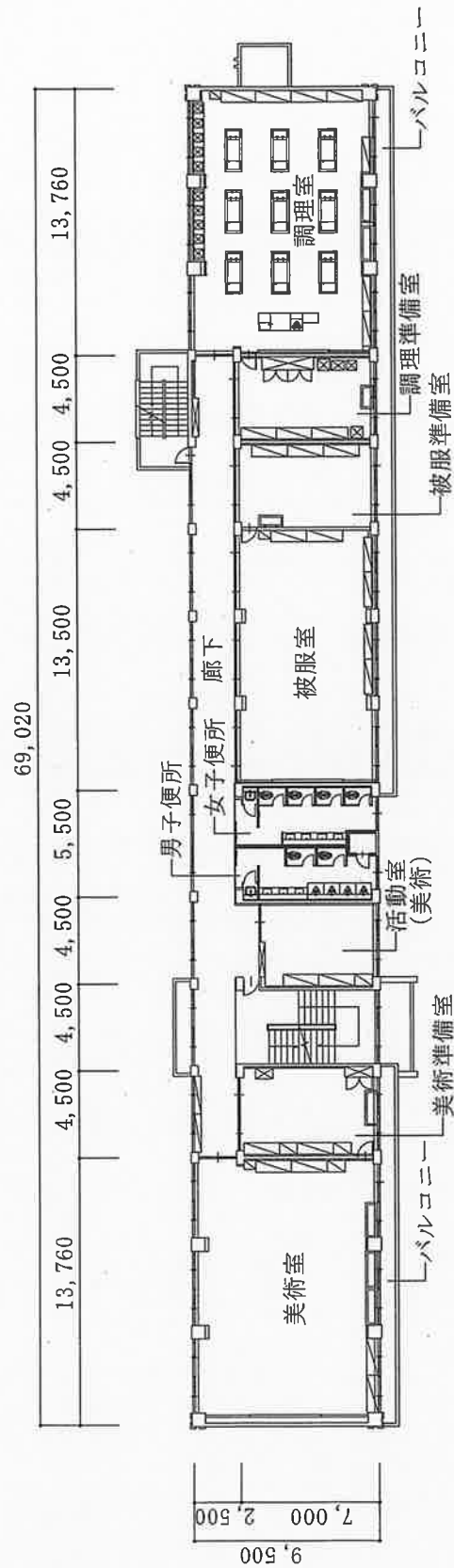
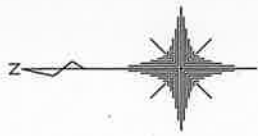
工事場所



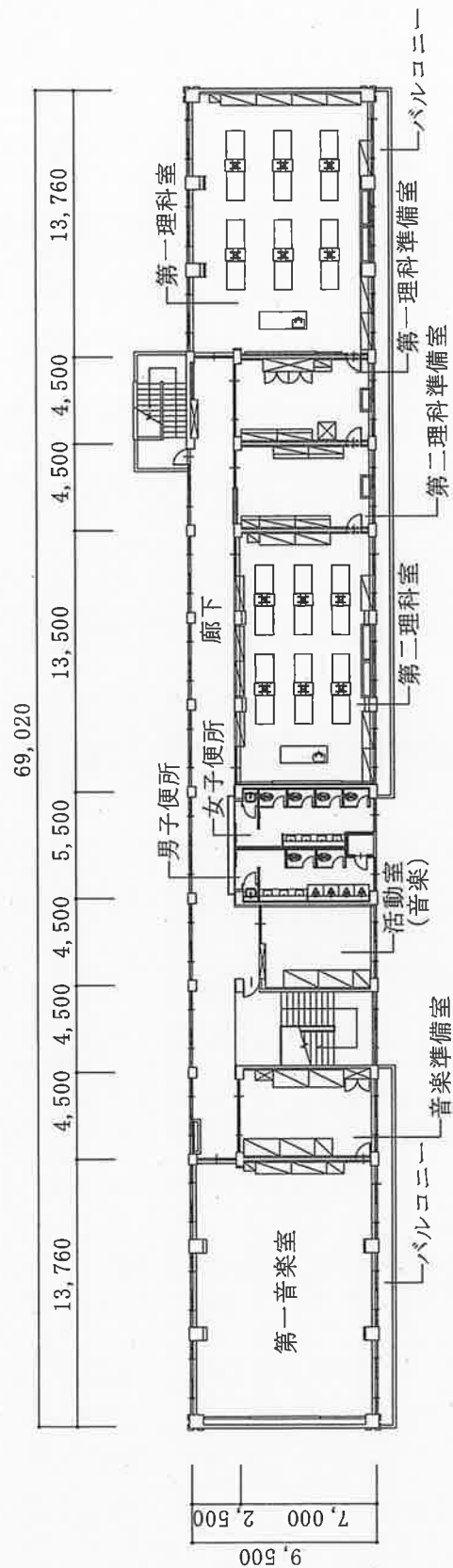
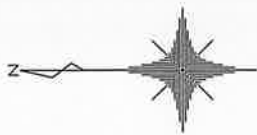
配置図



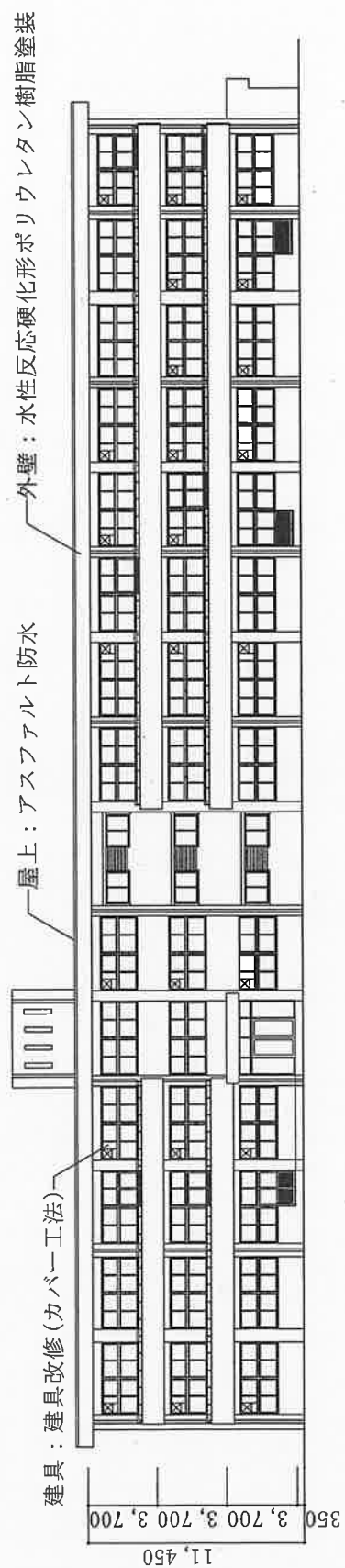
1 階平面図 単位：mm



2 階平面図 単位 : mm

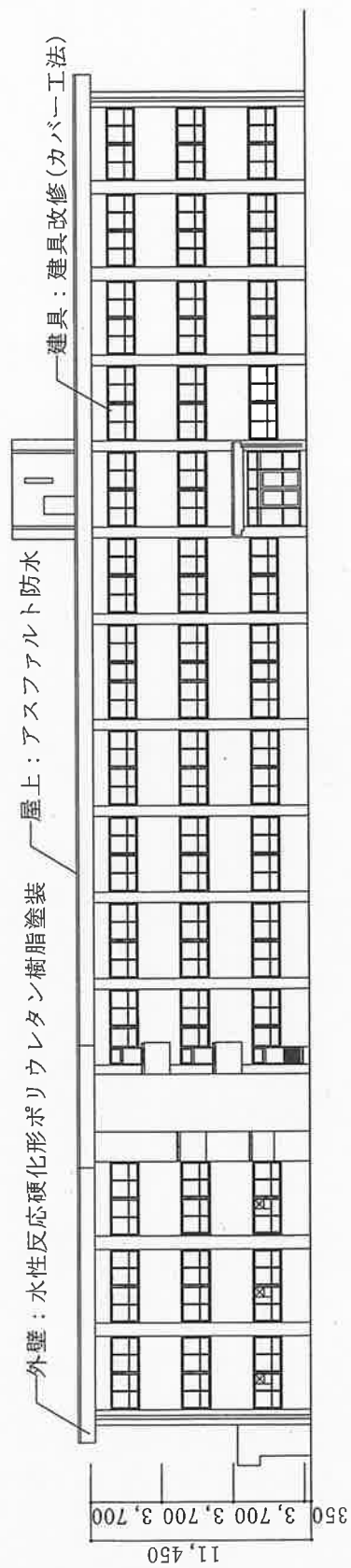


3 階平面図 単位 : mm



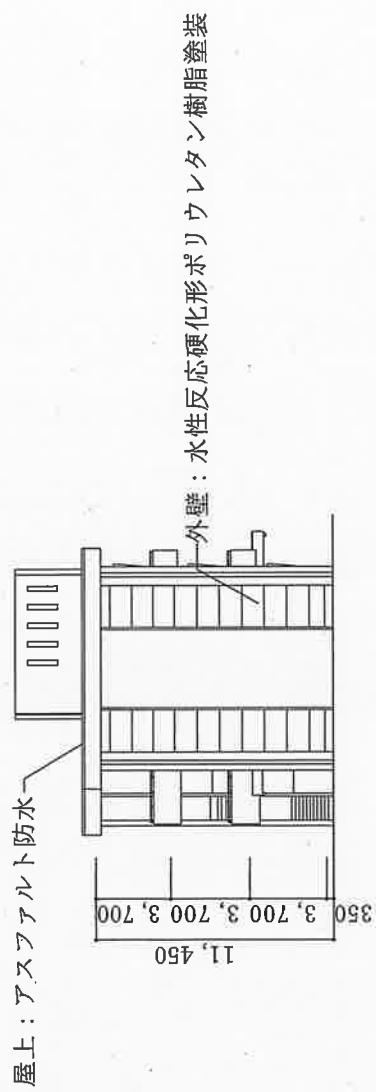
南側立面図

単位：mm

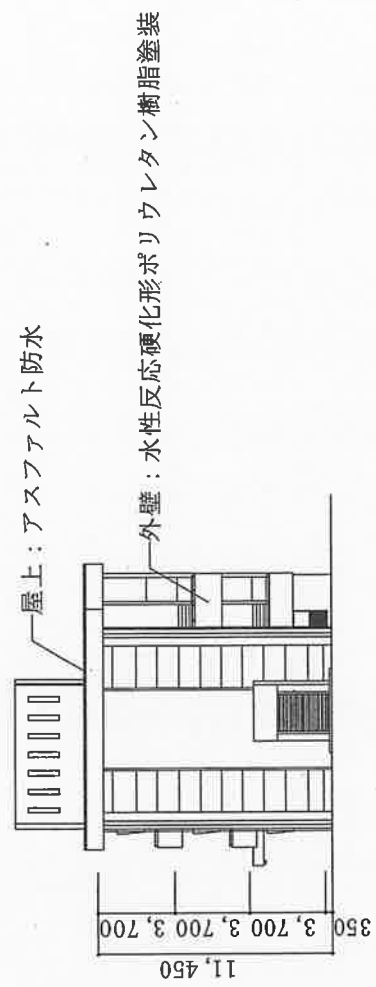


北側立面図

単位：mm



西側立面図 単位：mm



東側立面図 単位：mm

下関市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和6年2月27日

下関市教育委員会
教育長 磯部 芳規

下関市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則

下関市立幼稚園管理規則（平成17年教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																								
(教育職員) 第8条 略 2 幼稚園には、前項に規定するもののほか、副園長、主任教諭、副主任を置くことができる。 3～8 略	(教育職員) 第8条 略 2 幼稚園には、前項に規定するもののほか、副園長、主任教諭、副主任及び講師を置くことができる。 3～8 略 9 講師は、<u>教諭に準ずる職務に従事する。</u>																								
別表（第14条関係）	別表（第14条関係）																								
<table><tr><th>名称</th><th>利用定員</th><th>収容定員</th></tr><tr><td>第一幼稚園</td><td>20人</td><td>105人</td></tr><tr><td>小月幼稚園</td><td>100人</td><td>140人</td></tr><tr><td>内日幼稚園</td><td>0人</td><td>35人</td></tr></table>	名称	利用定員	収容定員	第一幼稚園	20人	105人	小月幼稚園	100人	140人	内日幼稚園	0人	35人	<table><tr><th>名称</th><th>利用定員</th><th>収容定員</th></tr><tr><td>第一幼稚園</td><td>0人</td><td>105人</td></tr><tr><td>小月幼稚園</td><td>20人</td><td>140人</td></tr><tr><td>清末幼稚園</td><td>80人</td><td>160人</td></tr></table>	名称	利用定員	収容定員	第一幼稚園	0人	105人	小月幼稚園	20人	140人	清末幼稚園	80人	160人
名称	利用定員	収容定員																							
第一幼稚園	20人	105人																							
小月幼稚園	100人	140人																							
内日幼稚園	0人	35人																							
名称	利用定員	収容定員																							
第一幼稚園	0人	105人																							
小月幼稚園	20人	140人																							
清末幼稚園	80人	160人																							

清末幼稚園	120人	160人	川中幼稚園	60人	140人
川中幼稚園	100人	140人	豊東幼稚園	20人	70人
豊東幼稚園	40人	70人			

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

下関市立幼稚園の廃止等に伴い、当該規則の関係箇所を整備を行うため。

報 告 事 項

令和 6 年 2 月 2 7 日

教 育 研 修 課

令和 6 年度下関市学校教育指導上の努力点について

令和 6 年度下関市学校教育指導上の努力点について、別紙のとおり
報告いたします。

令和6年度 下関市学校教育指導上の努力点

下関市教育理念

夢への挑戦 生き抜く力 胸に誇りと志
学びが好きな子ども 学びの街・下関

夢への挑戦

○自分の可能性を信じ、夢に向かって粘り強く挑戦する子供を育てます。

生き抜く力

【夢へ挑戦するために必要となる力】

- 学んだ知識をもとに、的確に判断し、行動する力
- 他者を思いやり、感謝する心や感動する心などの豊かな人間性
- たくましく生きるための健康や体力

胸に誇りと志

○生き抜く力を身に付け、郷土の自然や人、歴史、伝統、文化に「誇り」をもち、「志」を抱いて社会で活躍する人材を育てます。

令和6年度 重点取組事項

学び手を育てるわくわくする 授業づくりの推進

- ・児童生徒が課題意識をもつことのできる授業を仕組み、児童生徒の知的好奇心を育みます。
- ・課題解決に向けて、他者と多様な思いや考えを伝え合う授業を通して、児童生徒の表現力を高めていきます。

きめ細かな教育の推進

- ・幼保こ小・小中の連携を進め、児童生徒の将来を見据えた「個別的教育支援計画」の積極的な活用を図ります。
- ・児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、教育課程に基づき個に応じた適切な支援を充実します。

不登校対策の充実

- ・中学校区の連携を軸とした授業づくり、学校づくりを通して、不登校の未然防止に取り組みます。
- ・専門家を活用した児童生徒理解と関係機関の連携による家庭支援を行います。
- ・児童生徒の「居場所」「学びの場」の整備により、個々のニーズに応じた学びの環境を提供します。
- ・保護者研修会や相談の機会の拡充により、保護者の支援を行います。

指導上の努力点

- I 生き抜く力の基礎を培う
就学前教育の推進
- II 新しい時代に必要となる
資質・能力の育成
- III 豊かな心の育成
- IV 健やかな体の育成
- V 地域とともにある
学校づくりの推進
- VI 子供たちの状況に応じた
きめ細かな教育の推進
- VII 学校の組織力の向上
- VIII 教職員の指導力の向上
- IX 安心・安全な教育環境の整備

学習意欲の喚起
学習習慣の確立

知的
好奇心

自己
効力感

学びが好きな子ども

読
解
力
表
現
力

学びの街・下関

～家庭・地域との連携～

教育長メッセージ

学びが好きな子ども 学びの街・下関の実現に向けて

これからの社会を生き抜くには、変化に対応する力が不可欠であり、生涯にわたって学び続ける力を子どもたちが身に付けなければなりません。学び続けるには、わくわくする魅力ある学校創りを通して、「学びが好きな子ども」を育てることが必要です。

地域の担い手である子供たちを育て、「学びの街・下関」の実現に向けて力を尽くしましょう。

教育長 磯部 芳規

※自己効力感…課題に直面した時に「頑張れば何とかなるだろう」「自分ならできる」という感覚。学習性無力感から抜け出すために必要な感情。

下関市教育委員会

令和 6 年度

下関市学校教育指導上の努力点

【詳細資料】

○重点取組事項について

○指導上の努力点について

下関市教育委員会

夢への挑戦　生き抜く力　胸に誇りと志

～学びが好きな子ども　学びの街・下関～

解説文

現在、少子高齢化の進行やグローバル化・高度情報化の進展に伴い、家庭や地域社会の変容、個人の生活スタイルの多様化など、私たちを取りまく環境は大きく変化しています。

こうした変化や、複雑化・多様化する様々な課題に柔軟に対応するために必要なのは「学ぶ力（変わる力）」です。誰もが未来に向けてよりよく生きるためには、生涯にわたって学び続けることが大切です。私たちは社会の一員として、社会の中で生きています。自分の力を自分のためだけでなく、社会全体のために役立てようとする心情・態度を育てることが、求められています。

そこで、下関市教育委員会では、上記の教育理念を掲げ、教育のさらなる充実・発展に努めてまいります。

「夢への挑戦」には、自分の可能性を信じ、夢に向かってあきらめずに挑戦してほしいという願いが込められています。

夢へ挑戦するためには、「生き抜く力」が必要となります。

【生き抜く力】

- 学んだ知識をもとに、的確に判断し、行動する力
- 他者を思いやり、感謝する心や感動する心などの豊かな人間性
- たくましく生きるための健康や体力

このような力を身に付けて、郷土の自然や人、歴史、伝統、文化に「誇り」をもち、「志」を胸に抱いて地域社会を支える人材を育てていきたいと考えます。

社会の変化に合わせて自分を変化させ、成長するために必要な資質は、「学ぶ力」です。その「学ぶ力」は、自分の幸せだけでなく、より豊かな郷土・下関の形成に寄与できる力でなければなりません。一人ひとりが「学ぶ力」を身に付け、学び続けることが、より豊かな人生を歩むためには不可欠です。

夢に挑戦し、夢を叶えるのは、学び続けることで成長した、未来の自分です。

「学ぶ力」を育成し、「学びが好きな子ども」を育て、「学びの街・下関」の実現に向けて下関市教育に力を尽くしてまいります。

学び手を育てるわくわくする授業づくりの推進

1 めざす「学び手」の姿

<知的好奇心>

- ・学びの成果や楽しさを、次の学びへとつなげる子供
- ・課題に対して、積極的に挑戦し、粘り強く取り組む子供



<表現力>

- ・相手に伝えたい思いや考えをもつことができる子供
- ・相手や場面に応じて、伝わるように表現方法を工夫することのできる子供



2 「学び手」を育てる授業の視点

「課題意識」をもつことのできる学習活動



【めあて】が「自分ごと」になる
【めあて】に「必要感」がある

そのために・・・

- ☐ 問題場面を具体的にイメージし、全体で共有する場がある。
- ☐ 学習と生活につながりがある。
- ☐ つながりのある単元計画を立てている。
- ☐ めあてについて振り返る場がある。

課題解決に向けて、多様な思いや考えを伝え合う学習活動

- ☐ 子供が挑戦したくなる発問がある。
- ☐ 子供にとって伝え合う必要感がある。
- ☐ 表現の内容や方法を振り返る場がある。



「目的」「相手」「方法」
が明確になっているか確認しましょう！

3 「学び手」を育てる授業の土台

教科の特質に応じて効果的に ICT を活用する

- ☐ ICT の活用場面で、教科の「見方・考え方」が働いている。

【活用例】

(国語科) プレゼンの様子を動画で撮影し、表現方法を振り返る。

(社会科) 地域活性化につながる事例を、シンキングツールをもとに分類・整理する。

基礎・基本の確実な定着を図る

- ☐ 何のために(目的)、何を(内容)、どのように(方法)定着させていくのかが明確になっている。

身に付けた基礎・基本を活用することが、
定着につながります。人生や社会に生かす
ためにも、活用の場面を考えましょう。



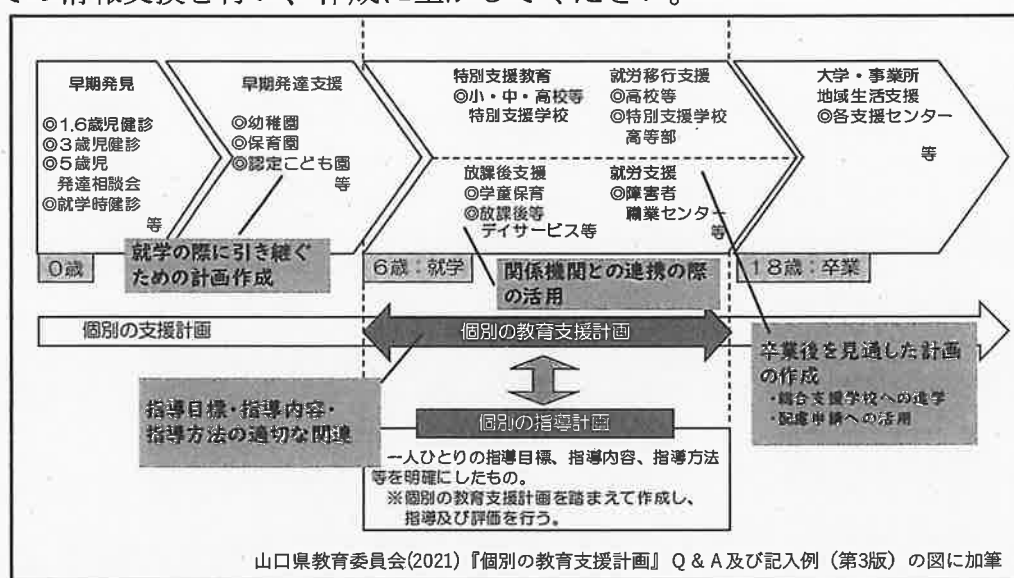
「学び手」を育てる授業の視点で、日々の教育活動を見つめなおしてみましょう。

きめ細かな教育の推進

① 将来を見据えた「個別の教育支援計画」の積極的な活用

個別の教育支援計画と個別の指導計画は特別支援学級在籍の児童生徒及び通級による指導を受けている児童生徒には、作成の義務があります。

就学や進学にあたり、切れ目ない指導や支援の充実のため、**子供がこれまでどのような指導や支援を受けてきたのか**がわかる計画を作成しましょう。計画作成の視点は、就学先や進学先の学校の意見を踏まえるとよいでしょう。幼保こ小連携、小中連携により各地区での情報交換を行い、作成に生かしてください。



② 教育課程に基づいた個に応じた適切な支援の充実

特別の教育課程は、児童生徒の教育的ニーズをもとに編成します。

特別支援学級における指導体制は、校種の違いもあるため**中学校の教育課程を小学校の教員や保護者に説明する機会をもつことも大切です。**

通常の学級 各教科等	年間35単位時間～280単位時間 (週1単位時間～週8単位時間) ※ただし、学習障害、注意欠陥多動性障害は年間10単位時間 (月に1単位時間程度)から設定可。 ◎指導内容：障害による学習上または生活上の困難 に対する指導＝自立活動
特別支援学級 各教科等 自立活動	- 特別支援学級・通常の学級双方の児童生徒の教育的ニーズを十分把握すること - 子供一人一人の障害の状態等を踏まえ、共同で実施することが可能なものについては、年間指導計画等に位置付けて、年間を通じて計画的に実施すること - 校内の指導体制を整えること - 特別支援学級に在籍している児童生徒においては、原則として週の授業時数の半分以上を目安として、特別支援学級において授業を行うこと

不登校対策の充実

～「発達支持的生徒指導」を基盤にした個を支援する生徒指導の推進～

○ すべての児童生徒を対象にした発達支持的生徒指導の取組

◇ 新規不登校児童生徒を出さない「魅力ある学校づくり」

- ・自己達成感を高める「わかる授業」の展開
- ・誰もが安心できる学級、学校づくり
- ・小-小連携、小-中連携の強化



勝山中学校区小中合同研修会の様子

○ 個々の状況に応じた課題予防的・困難課題対応的生徒指導の強化

◇ 外部専門家と連携した児童生徒理解、および家庭支援

- ・ていねいなアセスメントの実施(SC・SSW等の参加、個別支援票の活用)
- ・SSW等を活用した関係機関等の連携強化



教育支援教室「かんせい」の学習の様子

◇ 個に応じた「居場所」、「学びの場」の提供

- ・校内教育支援教室
- ・文洋中分教室、教育支援教室「かんせい」・「あきね」・「分室」等

◇ 保護者相談の機会の拡充

- ・保護者研修会(保護者の集い)、親カフェ「あ・き・ね」
- ・「ふれあい教育相談」の拡充 等



教育相談員が保護者の相談を受けている様子

I 生き抜く力の基礎を培う就学前教育・保育の推進

1 就学前教育・保育の推進

就学前教育・保育の推進	○認定こども園、幼稚園及び保育園における教育・保育活動の充実 ・各就学前施設に応じた教育要領や保育指針を踏まえた教育・保育活動の充実 ・幼児期にふさわしい生活の展開や、一人ひとりの特性に応じた遊びを通しての指導 ・下関市こども未来部や山口県乳幼児の育ちと学び支援センター等と協働した支援体制の確立 ・ALT派遣による英語科学びの芽の普及 ・通級指導教室（幼稚部）を中心とする特別支援教育の充実
-------------	---

2 連携の強化

家庭・地域との連携	○地域に開かれた子育て支援事業の推進 ・保護者への情報提供、情報交換及び保育参加の推進 ・学校評価の実施と効果的な活用 ・子育て支援センターの設置（認定こども園）
小学校との連携	○学びの連続性・一貫性を踏まえた教育課程の共通理解と協働実践の推進 ・架け橋期の育ちをつなぐ接続カリキュラムの作成や実践の充実 ・計画的・継続的な交流保育・授業等の実施 ・教職員間のさらなる交流や、合同研修・研究の推進

3 研修の充実

教職員研修の充実	○専門性や教育課題に対応した研修体制の充実 ・キャリアステージに応じた、資質・能力の向上及び専門的な知識・技能の習得を目指す研修の実施 ・同僚性や組織力を高める園内研修の実施 ・異校種間の交流や研修の実施
幼児教育長期研修生を核とした取組の推進	○乳幼児及び小学校低学年への指導や教育課程の工夫・改善 ・合同研修会での実践発表 ・研修内容の情報発信（「幼児教育・保育長期研修報告通信」）
研修支援訪問の充実	○教職員の資質・専門性の向上及び組織的な実践力向上を目指した支援 ・幼児期にふさわしい生活の展開への支援 ・一人ひとりの特性に応じた遊びを通しての指導への支援

Ⅱ 新しい時代に必要となる資質・能力の育成

1 「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた工夫・改善

カリキュラム・マネジメントの実現に向けた工夫・改善	○学校の課題や児童生徒の実態、地域の特性を踏まえた特色ある教育課程の編成 ・学校の教育目標を踏まえた教科横断的な取組の推進 ・幼保こ小中連携を意識した年間指導計画の作成 ・保護者や地域の方々など、外部資源の効果的な活用 ・学校・地域連携カリキュラムの策定及び協働実践
---------------------------	---

2 確かな学力の定着と向上に向けた取組の推進

学習指導の充実	○「めあて」と「振り返り」を連動させた見通しのある授業の充実 ・「何ができるようになるか」「何を学ぶか」「どのように学ぶか」を明確にした授業づくり ・振り返り（評価）の充実による、教師の授業改善と児童生徒の学び方改善 ・板書型指導案を活用した積極的な授業公開 ・児童生徒や保護者、地域住民による授業評価を生かした授業改善 ・「下関スタンダード～授業を振り返る～」を活用した授業づくりの推進 ・各種調査結果等による児童生徒の「学習意欲」の分析及び育成に向けた取組の充実 ・「読解力」「表現力」・「自己効力感」「知的好奇心」の育成をめざした授業の構築
組織的な取組の推進	○年間2回の学力調査等を活用した、全校体制での検証・改善サイクルの確立 ・学力向上プランの見直しと確実な実施 ・児童生徒の実態に応じた「やまぐち学習支援プログラム」等を活用した補充学習の充実 ・各種調査結果等の小・中学校間での情報共有と課題克服に向けた共同実践
学びの習慣化を図る 家庭学習の充実	○地域学校協働本部と連携した授業改善のための課題把握と共有、重点取組事項の明確化 ・各種調査結果及び改善方策等の保護者・地域住民への積極的な情報提供 ・ユニット型研修実施による児童生徒の学びの姿の共有 ・「家庭学習の手引き」等を活用した家庭学習に役立つ指導の工夫・改善 ・中学校の試験週間を利用した中学校区共通の取組（メディアコントロール・家庭学習がんばり週間等）の推進 ・保護者への積極的な情報発信による家庭学習習慣の定着に向けた、協力の呼びかけ

3 時代の進展に対応した教育の推進

主体的・対話的で深い学びに向けた取組の推進	○教育課程研究協議会等による学習指導要領の趣旨の周知・徹底 ・「言語活動」や「課題解決学習」等のいわゆる「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業改善 ・学習指導要領の実施に向けた指導体制の構築と校内研修の充実 ・教科の専門性やキャリアステージに応じた研修会等の実施・充実
外国語教育の推進	○コミュニケーション能力の育成と国際交流につながる外国語教育の充実 ・言語活動、パフォーマンステストの充実に向けた、外国語指導助手（ALT）の活用 ・言語活動の充実や基礎基本の定着に向けた、ICT機器の活用 ・外国語教育の充実に向けて必要となる資質能力の向上を図る校内研修の充実 ・外国語教育の早期化・高度化に対応し、校種間連携を意識した教員研修の充実
ICT活用教育の推進	○1人1台端末環境を生かして、これまでの教育実践とICTとを最適に組み合わせた新たな教育実践の実現と子供たち一人ひとりが承認される学習環境の設定 ・ICT機器（タブレット端末等）を有効活用した、児童生徒の意欲を高める授業の実施 ・ICT機器（タブレット端末等）を活用した個別最適な学びと協働的な学びの展開 ・ICT機器（タブレット端末等）の活用や情報モラル及びプログラミング教育に関する理解と指導力の向上を図る研修の実施

4 下関商業高等学校におけるビジネス教育の推進

ビジネス教育の推進	○ビジネスに関する専門的な知識・技術の習得、保護者・地域との連携、学校行事・部活動の活性化を通じたビジネス社会に適應できる生徒の育成 ・地域社会と連携したビジネス教育の実践 ・地元企業等から招聘した外部講師による専門性の深化・授業の充実 ・学校の特色を生かした様々な資格取得の推進 ・ビジネスマナーの実践（日常生活からの実践～凡事徹底～）
情報処理教育の充実	○高度情報社会で必要とされる専門的な知識・技術を習得し、情報を主体的に活用できる生徒の育成 ・1人1台端末及びネットワーク環境の高機能化・高度化 ・最新ICT機器を活用した授業の充実 ・多種ソフトウェアの活用による専門性の深化

Ⅲ 豊かな心の育成

1 思いやりのある豊かな心の育成

道徳教育の充実	○道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて取り組む道徳教育の推進 ・学校の道徳教育の目標、重点内容項目の明確化 ・各学校の実情にあった学校の道徳教育の全体計画及び別葉の作成・改善 ・学校の重点内容項目に応じた道徳科の年間指導計画の作成・改善 ○「考え、議論する道徳」を通して、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うための授業の実施 ・評価の基本的な考え方の共有、評価方法の共通理解等 ～「児童生徒の学習状況」や「道徳性に係る成長の様子」の見取り～
人権教育の充実	○「山口県人権推進指針」「山口県人権教育推進資料」に基づく、様々な人権課題に応じた研修の計画的な実施 ・「学習展開例」の積極的な活用等、人権尊重の視点に立った指導の充実と保護者等に向けた人権教育にかかわる授業の公開 ・学校から保護者等に向けた人権教育に関わる情報の積極的な発信
いのちの教育の充実	○「下関市いのちの日」における「いのちの尊厳」について考える取組の充実 ・いのちの大切さやいのちのつながりについて様々な場面で考え、生命尊重の実践につながる活動の計画的・継続的な実施
ふるさとを愛する教育の充実	○ふるさとを愛する心の醸成に向けた地域素材を活用した授業の計画的な実施 ・地域素材及び資料の活用 「ふるさと発見！！下関こどもかるた」 「大すき ふるさと下関 歴史マップ」 (小学6年生対象 下関市教育委員会) 「これが私の故里だ～山口県伝統・文化教材集～」(平成22年12月 山口県教育委員会 平成26年増補 vol2、平成30年増補 vol3)
読書活動の充実	○「読書の好きな子ども」の育成を目指した取組の推進 ・学校司書と教員との連携による学校図書館のセンター機能(読書・学習・情報)の向上と学校司書による支援の充実(選書、資料提供、授業支援等) ・魅力ある学校図書館の整備と読書環境のさらなる充実(本の整理・修繕・更新、季節にあった掲示、図書イベント、「しものせき電子図書館」の活用等) ・団体貸出の活用や合同研修会等、市立図書館との連携強化

2 「かかわり」「つながり」を基盤とした発達支持的な生徒指導の推進

子供の実態・ニーズの的確な把握	○児童生徒理解を基盤に据えた全教職員による生徒指導体制の構築 ・児童生徒一人ひとりの適切な理解や信頼関係づくりを大切にした指導・支援の充実 ・児童生徒の実態等に関する情報の蓄積を共有
規範意識の育成	○中学校区を基盤に9年間を見通した生活・学習規律等の規範意識の醸成 ・チャレンジ目標の学校評価への位置づけ ・学校を取り巻く社会環境や児童生徒の状況の変化に応じた、校則の見直し
いじめの未然防止	○授業や学級活動・学校行事など様々な場面を通じて、よりよい人間関係を築こうとする意欲や態度の育成 ・児童生徒が自らいじめのない集団づくりに取り組もうとする態度の育成 ・インターネット等によるいじめの未然防止、及び情報モラル教育の計画的な実施 ・「学校いじめ防止基本方針」の家庭・地域への積極的な周知 ・魅力ある学校づくりを意識し、人間関係のつながりを大切にしたい取組
不登校児童生徒への個別支援体制の充実	○外部専門家等を活用した児童生徒のアセスメントと組織体制の構築 ・役割分担を明確にした具体的支援かつ組織的対応 ・スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、ガイダンスアドバイザー、こころのアシスタント及び関係機関等との対応体制の構築
家庭・地域・関係機関との連携	○家庭訪問や学校だより、学校のHPの活用による発信、地域の活動等への積極的な参加による学校と家庭・地域の連携の強化 ・家庭や地域の思いや願いに寄り添った、迅速・的確な対応 ・養育環境の把握と必要な支援策の検討等、生活環境の整備を目的とした関係機関との緊密な情報共有及び連携 ・健全育成を基軸とした日常的な情報・行動連携の推進

IV 健やかな体の育成

1 体力の向上に向けた取組の推進	
体育科・保健体育科の授業の充実	○各種運動の楽しさや喜びを味わうことができるような指導方法の工夫 ・「体づくり運動」の一層の充実 ・児童生徒の実態に応じて運動を弾力的に取り扱うことによる、指導内容の確実な定着 ・地域スポーツ人材、出前授業等の積極的な活用
柔軟性及び筋力向上などの課題に応じた取組の推進	○児童生徒の実態を踏まえた体力向上レポートの作成と確実な実施 ・PDCAサイクルによる体力向上の推進（柔軟性及び筋力向上に向けた取組、家庭運動を含む） ・体力アップチャレンジ～柔軟性向上運動メニュー及びおうちで運動の推進～

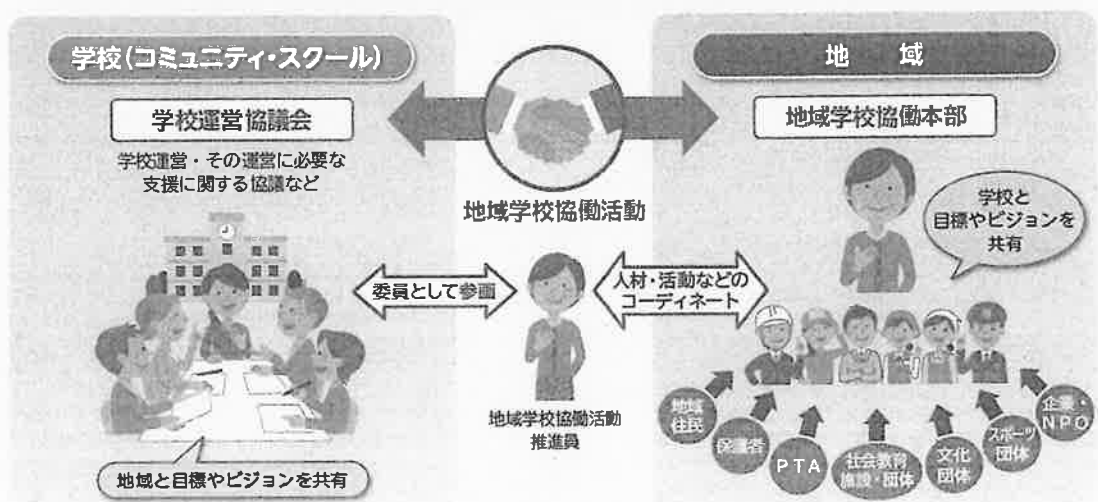
2 健康教育の推進	
学校保健の推進	○児童生徒の健康課題に応じた指導の計画的な実施（喫煙、薬物の乱用、性の逸脱行為等） ・「薬物乱用ダメ。ゼッタイ。教室」の実施
望ましい生活習慣の形成	○テレビ、ゲーム、スマートフォン等のメディアとの適切なかかわり方等に関する家庭への啓発 ・家庭教育の指針「夢をはぐくむ家庭の元気」の積極的な活用 ・学校だよりや学校保健委員会等を活用した家庭への啓発 ・下関市「児童生徒の携帯電話等の利用に関する指針」の周知と活用（令和3年2月1日改定 下関市教育委員会他）

3 食育の推進	
食に関する指導の充実	○食に関する指導の全体計画や年間指導計画の見直しによる指導時間の確保と授業改善 ・「第4次下関ぶちうま食育プラン」に基づいた食育の推進 ・栄養教諭・学校栄養職員等と連携した計画の作成と継続した実践 ・食育推進ボランティアや地域人材との積極的かつ計画的な食に関する授業の実施 ・学校給食に使用した地場産食材の紹介と栄養指導の実施 ・保護者や地域に向けた食育に関する積極的な情報発信

V 地域とともにある学校づくりの推進

1 学校運営協議会の充実	
学校運営協議会の機能向上	○下関市の地域連携教育の方向性や取組を協議する下関市地域連携教育推進会議の開催 ○「9年間の学びと育ち」を意識した学校運営協議会の実施 ・学校運営に関する協議と学校評価に係る取組の充実 ・学校の課題解決に向けた児童生徒や地域住民を交えた熟議や研修会（ユニット型研修等）の開催 ・コミュニティ・スクールの仕組みを生かした地域学校協働活動の推進に係る地域住民・保護者・教職員・児童生徒への説明や情報発信 ・「学校・地域連携カリキュラム」を通じた育てたい子供の姿や学校・地域の課題の共有
小中連携の充実	○中学校区での教職員組織と学校運営協議会の連携促進 ・「9年間の学びと育ち」を意識した児童生徒の実態に応じた取組の推進 ・地域住民・保護者への積極的な情報発信 ・各中学校区における学校・地域連携カリキュラムの共有
2 地域学校協働本部との連携	
地域学校協働活動推進員の活動促進	○推進員のコーディネートによる多様な地域学校協働活動の推進 ・中学校区における推進員同士の連携と地域連携担当教職員を含めた日常的な情報交換 ・推進員を中心とした地域住民や保護者への積極的な情報発信や地域資源・地域人材の発掘 ・学校と地域をつなぐ人材の育成（市教委主催の推進員等研修会の開催）
地域学校協働本部の組織化	○子どもたちの学びや育ちを支える持続可能な仕組みづくり ・学校に対する多様な協力活動 ・主任児童委員と連携した家庭教育支援

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一つの取組として



VI 子供たちの状況に応じたきめ細かな教育の推進

1 特別支援教育の充実	
将来を見据えた 「個別の教育支援計画」の 積極的な活用	○「個別の教育支援計画」Q & A及び記入例第3版（山口県教委作成）に沿った計画の作成 ・保護者や関係機関との連携の際の、必要に応じた見直しや追記 ・進学や就職を見据えての必要な情報の蓄積 ・校内教育支援委員会（学期に1回以上）等の実施による共通理解と組織的な対応
個に応じた 適切な教育課程の編成	・通級による指導開始に当たっての障害の状態の把握及び適切な指導時数の設定 ・在籍校と通級指導教室の連携及び通級による指導終了の判断に当たっての共通理解 ・特別支援学級在籍児童生徒の「交流及び共同学習」の適切な時数の設定
児童生徒の教育的ニーズ に応じた指導の充実	・障害による困難さに応じた「自立活動」の指導の充実 ・主に小学校におけるひらがなの読みの状況の確認及び指導 ・児童生徒の教育的ニーズに応じた効果的なICT機器の利活用
2 少人数指導の充実	
指導形態・指導方法 の工夫・改善	○習熟度別、課題別指導形態など多様な形態を組み合わせた授業の工夫 ・定期的に他校を訪問して授業を行うなど、小・中学校の連携による指導の工夫 ・小学校における教科担任制の実施に向けた時間割等の工夫
3 へき地・複式教育の充実	
小規模校の「よさ」を 生かした特色ある 教育活動の推進	○心身の成長過程に応じたリーダー学習（ガイド学習）※の実施 ・異年齢集団の「よさ」を生かした指導方法の工夫 ・複式学級の授業づくりに関する教員研修の充実 ※注 小集団学習の一形態で、児童に主体的な学習態度を育成するために、児童の中から進行役を決め、間接指導時の学習をグループ又は全体で行うもの

VII 学校の組織力の向上

1 学校評価等の効果的活用

評価を生かした 組織的取組	○学校評価、教職員評価、授業評価を関連づけた重点課題への組織的取組の推進 ・学校の状況を踏まえた実効性のある重点目標や小・中学校のつながりを意識した評価項目の設定 ・教職員、保護者、地域住民、学校運営協議会間での重点目標の共通理解と課題解決に向けた協働的・組織的な取組の実施 ・年間2回以上のPDCAサイクルに基づいた組織的・継続的な学校運営の改善
--------------------------	---

2 学校の総合力の向上に向けた取組の推進

「チームとしての学校」を めざした取組の推進	○「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた、コミュニティ・スクールを活用した家庭や地域社会と連携・協働した教育活動の充実 ・生徒指導上の課題解決や特別支援教育の充実等に向けた専門スタッフ（スクールロイヤー、スクールソーシャルワーカー等）との協働 ・職員組織の工夫等による教職員の学校運営参画意識の向上
業務改善の推進	○衛生推進者（管理者）をリーダーとした働きやすい職場環境づくりの推進 ・学校評価等を活用した業務改善の点検・評価の実施及び課題の改善 ・管理職による教職員の時間外在校等時間の正確な把握と「給特法の一部を改正する法律」に係る上限方針（月あたり45時間以内、年間360時間以内等）の遵守 ・メンタルヘルスケアの推進 ・夏季休業短縮による時間外在校等時間の削減 ・定時退庁推進日（ノー残業デー）の実施 ・ICT機器を活用した業務改善の推進 ・統合型校務支援システムの活用 ・市の方針に沿った部活動の運営 ・夏季及び冬季休業中の時差出勤の奨励

VIII 教 職 員 の 指 導 力 の 向 上

1 指導力を高めるための研修の充実

全校体制による校内 研修の推進	○研究主題解明へ向けた「目標」「取組」の共有と共同実践 ・ 共通取組事項を明確化した授業評価等の実施 ・ 全校共通の学習ルールの定着や教室環境の充実 ・ 広がりと深まりのある研究協議の工夫と改善 ・ 「下関スタンダード」を活用した研修の推進 ・ キャリアステージや自己目標等に応じた研修会への参加及び研修内容の確実な還元
開かれた校内研修の実施	○学校運営協議会委員等が参加し、学年・教科の枠を超えた全教職員による研修の推進や外部人材の招聘 ・ 幼小中連携による授業公開を主とした合同研修会等の実施 ・ コミュニティ・スクールの仕組みを生かしたユニット型研修の推進
教職員の研修の充実	○指導力を高める研修の積極的活用 ・ 下関市教育研究会、「わくわく教師塾」など、学校の枠を超えた自主的研修会における「学びの文化」の創造 ・ 教員育成指標に基づいた中核市研修の開催 ・ 希望研修への事務職員参加の推進

2 教職員の成長を支援し、学校づくりに生かす取組の推進

教職員一人ひとりのよさ の伸長と課題の解決	○教員育成指標に基づいた具体的目標の設定と、目標達成に向けた意図的・計画的、継続的な取組の推進 ・ 自校の実態やキャリアステージに応じた意図的・計画的、継続的なOJTの実施 ・ 若手人材育成1000日プラン（たんぼぼ作戦）を活用した人材育成の推進
----------------------------------	---

Ⅸ 安心・安全な教育環境の整備

1 生徒指導体制の確立	
生徒指導体制の充実	○管理職を中心とした組織的な対応の充実 ・生徒指導提要（改訂版）に基づく生徒指導体制の充実 ・関係機関と連携した生徒指導体制の充実 ・生徒指導関係者会議（定期・臨時）等の実施による課題の共有と全体指導と個別支援を整理した組織的な対応
いじめの早期発見・早期対応	○早期発見をめざした児童生徒の確実な状況把握に基づく早期対応（初期対応） ・生活アンケート（毎週）の工夫と迅速な情報共有及び早期対応 ・児童生徒のサインを見逃さないための教職員の資質向上 ・生徒指導関連会議（校内いじめ防止対策委員会等）を中核とした情報共有と組織的対応 ・相談機関の周知と関係機関等との連携強化

2 子供を守る学校安全の充実	
学校安全の取組の総合的かつ効果的な推進	○第3次山口県学校安全推進計画に基づき、全ての子どもたちが、自ら適切に判断し、主体的に行動できる、安全に関する資質能力の育成（自助・共助・公助の視点） ・危機対応能力の育成を図る安全教育の工夫・改善 ・学校安全計画、危機管理マニュアルの見直しと確実な実施 ・きらめきネットコム等を活用した保護者や関係機関との情報共有
安全教育	・危険予測学習（KYT）資料集の積極的な活用 ・実践的な学びの推進（日時等を事前に告げない避難訓練等） ・防災教育テキストを活用した防災教育の実践
安全点検	・全校体制による定期的な安全点検の実施と迅速な対応 ・児童生徒等の視点を入れたPTA・地域・関係機関と連携した通学路の点検 ・下関市通学路交通安全対策プログラムに基づく、通学路安全対策会議による危険箇所の確認・対策の実施
組織活動	・危機対応演習等を取り入れた職員研修の充実 ・保護者や地域、学校が連携した、さまざまな防犯対策、災害、学校事故を想定した実効性のある避難訓練の実施 ・コミュニティ・スクールの仕組みを生かした「こどもみまもり隊」「こども110番の家」と連携した登下校の見守り

『下関市いのちの日』の取組について

今、自他の生命を尊重する心や思いやりの心などを育む「心の教育」の一層の充実と、いじめのない園・学校づくりが喫緊の課題となっています。

園・学校は、子供たちが安心して学ぶことのできる場でなければなりません。子供たちの生命及び心身の安全を確保することは、園・学校及び教育委員会に課せられた重大な責務であります。

そこで、平成25年度（2013年度）より命の尊厳について考える『下関市いのちの日』を定め、下記のとおり取り組んでいます。

- ◎ 趣 旨 下関市教育に携わる全教職員が、「命の尊厳」について、子供たちとともに考える。
- ◎ 期 日 毎年4月13日〔年間計画に位置付ける〕
※ ただし、この日が休業日である場合は、原則として、最も近い授業日に取組を行う。
- ◎ 内 容
 - 下関市立のすべての認定こども園、幼稚園、小学校、中学校及び下関商業高等学校の教職員で黙祷を捧げる。
 - 各園・学校で工夫した取組を行う。
(例) ・全校集会等での「いのち」をテーマにした講話や読み聞かせ
・道徳の時間等、「いのち」を題材とした授業や体験活動
・生徒会による「いのち」をテーマとした討論会

下関市いじめ防止基本方針（概要）

基本方針の概要

1. いじめの防止等に関する基本的な考え方

- (1) いじめの定義
- (2) 理解及び特徴
- (3) いじめの禁止
- (4) 求められる責務
教育委員会、学校・教職員、保護者の責務
- (5) 基本的な認識
いじめは「人権にかかわる重大な問題」である等
- (6) いじめの分類
- (7) 基本的な姿勢
教育委員会として、学校として等
- (8) 基本的な対応
未然防止・早期発見・早期対応

2. 教育委員会の取組

- (1) 「いじめ防止対策推進協議会」の設置
- (2) 「いじめ重大事態調査委員会」の設置
- (3) 未然防止、早期発見・早期対応に向けた取組
「下関市のちのち」の取組
「教育相談室」の運営
学校訪問による実態把握と支援等
- (4) 教職員研修
いじめ防止等に関する研修会の実施等
- (5) ネットいじめへの対応
情報モラル教育の充実と関係機関等との連携対応

3. 学校の取組

- (1) 学校いじめ防止基本方針の策定
- (2) 校内体制の確立
「いじめ防止対策委員会」の設置等
- (3) 家庭、地域、関係機関等との連携
情報共有と協働体制
- (4) 未然防止の取組
「心の教育」の充実
いじめを許さない学校・学級づくり等
- (5) 早期発見の取組
アンケート調査や日記などによる情報収集等
- (6) 解決に向けた取組
いじめ防止対策委員会を中心とした組織対応等
- (7) ネットいじめへの対応
情報モラル教育の充実と啓発活動
初期対応と被害拡大の防止等
- (8) いじめの解消について

4. 重大事態への対応

【重大事態とは】

- ① いじめにより児童生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
・児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

※重大事態が発生した場合は、市長に報告するとともに、教育委員会が学校のいずれかに調査組織を設けて、事実関係を明らかにするための調査を行う。

下関市「児童生徒の携帯電話等の利用に関する指針」（改定版）

《 児童生徒・保護者の皆様へ 》

下関市 PTA 連合会／下関市立小・中学校長会／下関市教育委員会

1. 有害サイトの閲覧を制限する「フィルタリング」を設定する。使用目的やその必要性、危険性やトラブルについても親子で考える。
2. 適切な使用に関する約束を決める。
 - ・小学生は午後9時以降、中学生は午後10時以降使用しない。
 - ・人との会話中や食事中、勉強時間中は使用しない。
 - ・歩行中や自転車運転中は使用しない。
 - ・情報モラルを守る。ネット上で、仲間はずしをしたり、個人情報を流したりしない。 など
3. 保護者も学校等で行われる情報モラル教室等に参加し、携帯電話等の使用に伴うトラブルや犯罪被害、ネットを介したいじめ等について理解を深め、学校と協力し、家庭でも指導を行う。



令和 6 年度公民館等の開館時間の短縮について（報告）

令和 6 年度における公民館等の社会教育施設について、下記のとおり開館時間（夜間枠）を短縮することができることとしたので報告いたします。

記

1. 開館時間の短縮理由

夜間における施設の使用頻度は地域によって差があるため、その利用状況に応じて効率的・効果的な運用を行い、施設の維持管理に係る人件費、光熱水費等の経費節減を図るもの。

2. 対象施設

- (1) 下関市立公民館（全 3 2 館）
- (2) 下関市菊川ふれあい会館
- (3) 下関市生涯学習センター（全 2 館）
- (4) 下関市ふれあいセンター（全 3 館）
- (5) 下関市滝部活動拠点施設（滝部公民館）
- (6) 下関市角島開発総合センター（角島公民館）

3. 期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日（令和 6 年度）

4. 開館時間の短縮基準

別表 1 のとおり

開館時間の短縮基準

条件	夜間枠(午後6時から)の使用がない場合	夜間枠(午後6時から)の使用がある場合
対象施設	本庁管内公民館(16館:右記の公民館を除く) 菊川ふれあい会館 豊田・豊北生涯学習センター 本庁管内:吉母公民館、川中公民館分館 菊川教育支所管内:榑崎公民館 豊田教育支所管内:公民館全館(5館) 豊浦教育支所管内:公民館全館(4館) ふれあいセンター(3館) 豊北教育支所管内:公民館全館(6館) (滝部・角島含む)	本庁管内:吉母公民館、川中公民館分館 菊川教育支所管内:榑崎公民館 豊田教育支所管内:公民館全館(5館) 豊浦教育支所管内:公民館全館(4館) ふれあいセンター(3館) 豊北教育支所管内:公民館全館(6館) (滝部・角島含む)
【平日】	前日の午後5時までに夜間枠の使用申請がない場合、 ⇒原則、閉館時刻を午後9時とすることができる。 (12月1日から3月31日は午後8時)	午後9時を経過し、 (12月1日から3月31日は午後8時) 夜間枠の使用が全て終了した場合、 ⇒その時点をもって閉館することができる。 ただし、 午後9時より前に (12月1日から3月31日は午後8時) 夜間枠の使用が全て終了した場合、 ⇒午後9時をもって閉館することができる。 (12月1日から3月31日は午後8時)
土曜・日曜・祝日	該当日の1週間前の午後5時までに夜間枠の使用申請がない場合 ⇒閉館時刻を午後5時とすることができる。	年間を通じ、夜間枠の使用が全て終了した時点をもって閉館することができる。

報 告 事 項
令 和 6 年 2 月 27 日
文 化 財 保 護 課

綾羅木郷遺跡史跡指定記念日イベント開催に伴う考古博物館開館日時
の変更について

下関市立考古博物館の設置等に関する条例（平成17年2月13日条例
第122号）第2条及び第3条第2項の規定に基づき、下記のとおり定めた
ので報告いたします。

記

1 臨時開館日時

(1) 令和6年3月9日(土) 午後5時から午後8時

※雨天・荒天の場合は、3月16日(土)に順延

(2) 令和6年3月11日(月) 午前9時30分から午後5時

2 臨時開館理由

(1) 本市の文化財保護の原点といえる綾羅木郷遺跡の史跡指定日（3月
11日）を記念し、地元地域団体である川中まちづくり協議会等と連携
し、夜間イベント「Candle Night 2024 in 下関市立考古博物館」を開催
するため。

(2) 休館日である綾羅木郷遺跡の史跡指定日（3月11日）に通常開館す
ることによって来館者に施設の価値を広く普及することができるため。

3 内容

別紙参照

参考条文

下関市立考古博物館の設置等に関する条例（抜粋）

（休館日）

第2条 下関市立考古博物館（以下「考古博物館」という。）の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、下関市教育委員会（以下「委員会」という。）は、必要があると認めるときは、休館日以外の日に休館し、又は休館日に開館することができる。

(1) 月曜日

(2) 12月28日から翌年の1月4日まで

（開館時間等）

第3条 考古博物館の開館時間は、午前9時30分から午後5時までとする。ただし、入館は午後4時30分までとする。

2 委員会は、必要があると認めるときは、前項に規定する開館時間を変更することができる。